「愛」ある街のホームドクター
愛媛信用金庫

ISO 14001
JQA-EM6320
本　店

〒790-0002 愛媛県松山市二番町4丁目2番地11
TEL. 089-946-1111（代）
http://www.shinkin.co.jp/ehime/

本誌は、信用金庫法第89条において準用する銀行法第21条に基づくディスクロージャー誌です。

経営内容のお知らせ
ディスクロージャー2015

来島海峡大橋（今治市）

「愛」ある街のホームドクター
愛媛信用金庫

CONTENTS

2015

04 業績ハイライト

08 課題解決に向けた取組み
- 事業を営むお客さまへ
- 個人のお客さまへ
- 地域の活性化に向けて
- その他のCSR活動

16 お客さま保護管理態勢
内部統制に関する態勢
総代会の仕組み
当金庫の概況

27 業務のご案内
- 主な事業
- 主な取扱商品
- 各種サービス
- 主な手数料
- ホームページ

営業エリアのご案内
インフォメーション
- 店舗
- 店舗外キャッシュコーナー
- CM制作

41 資料編

65 開示項目一覧

ガーベラ gerbera

地域活性化に向けてお客さまとともに歩む当金庫の理念を表現するため、「希望」「常に前進」を花言葉に持つガーベラをモチーフとして使用しています。

・読みやすさに配慮したユニバーサルデザインフォントを使用しています。
・環境に配慮した植物油インキを使用しています。

ごあいさつ

平素は、愛媛信用金庫に対し格別のご愛顧を賜り厚く御礼申しあげます。

当金庫におきましては、より多くの方々に一番身近な金融機関として当金庫を安心してご利用いただけるよう、本年も、経営内容のお知らせ「ディスクロージャー2015」を作成いたしました。当金庫の経営理念や方針、財務内容、業務内容等について取りまとめておりますので、是非ご一読いただきますようお願い申しあげます。

さて、平成26年度の国内経済は、ようやくデフレからの脱却に向けて一歩を踏み出し、緩やかながら回復基調を辿ってまいりました。その一方で、グローバル化の進展に伴い海外情勢の影響も受けやすくなり、先行きの不透明感が払拭できない状況が続きました。地域経済におきましても、人口減少や少子高齢化に起因する生産年齢人口や事業所数の減少など構造的な問題のほか、円安の進行による原料価格の上昇、消費税率引上げの影響などもあり、中小企業等の業種や規模によっては厳しい経営環境が続き、景気回復を実感するには至らないまま年度末を迎えました。

このような環境のなか、当金庫は経営理念やコーポレートスローガンの実現に向け、お客さまの目線に立った独自のビジネスモデルの推進に継続して取り組んでまいりました。特に、地域密着型金融につきましては、安定的な資金供給はもとより、公的に認定された経営革新等支援機関として、本部と営業店が連携しながら、お客さまの夢の実現や課題の解決に向けてさまざまな施策に取り組みました。加えまして、業務執行の前提であるコンプライアンスの徹底、顧客保護管理の強化や適切なリスク管理など、経営の健全化と経営体力の一層の強化に注力してまいりました。その結果、当期純利益はおかげさまで6期連続の増益となり、引き続き安定した利益を計上することができました。これもひとえに、地域の皆さまの温かいご支援の賜物であり、深く感謝いたしております。

当金庫は、信用金庫の強みである「協同組織性」「地域性」「中小企業専門性」という3つの特性と「つなぐ力」を最大限に発揮し、地域創生に向けた政策が地域の皆さまの成長契機となるよう、情報や資金をつなぎ、新たな行動を起こす「自助」のプロセスをお手伝いさせていただくことで、お客さまとともに成長・発展し、地域経済の活性化に繋げていくことを目指し、引き続き、全力を尽くしてまいる所存でございます。

今後とも変わらぬお引き立てとご支援を賜りますようお願い申しあげます。

平成27年7月

理事長 弓山慎也

本　店

当金庫の概要

設　　立	昭和26年1月27日
本店所在地	〒790-0002　愛媛県松山市二番町4丁目2番地11 TEL.089-946-1111(代)
出 資 金	1,731百万円
店 舗 数	56店舗　店舗外キャッシュコーナー100ヵ所
会 員 数	45,179人
預　　金	614,109百万円
貸 出 金	288,187百万円

（平成27年3月末日現在）

「愛」ある街のホームドクター
愛媛信用金庫

Corporate slogan

◆ 経営理念

私たちは、お客さま本位の質の高い金融サービスを提供し、
お客さまの夢の実現のお手伝いと地域経済の発展に貢献することを通じ、
卓越した業績をあげ、信頼度ナンバーワンの金融機関となることを目指します。

◆ 私たちの宣言

1. 私たちは、信用金庫人としてのコモンセンスを磨き、
人格の陶冶と独自能力の向上に努めます。

2. 私たちは、法令遵守・倫理の確立に努めるとともに、
社会的責任を自覚し、職務に邁進してまいります。

3. 私たちは、常にお客さまの立場に立って、
様々な顧客価値に丁寧にこたえてまいります。

4. 私たちは、磐石の経営体質の確立に努め、職員が生き生きと
希望と誇りを持って働ける職場づくりに努めます。

◆ 愛媛信用金庫と地域社会

愛媛信用金庫は、地域の皆さまが会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営している相互扶助型の金融機関です。愛媛県一円及び香川県観音寺市、三豊市を営業地区とし、愛媛県下各地に本支店を設置しています。

地域のお客さまへさまざまな金融商品、金融サービスを提供し、事業や生活の繁栄のためのお手伝いをすることで強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に貢献できるよう努めています。また、地域の一員として、地域社会の活性化に資するための活動を積極的に展開しています。

（計数は平成27年3月末日現在で記載しています。）

業績ハイライト

預金の状況

預金・積金残高

6,141億円（26年3月末比 94億円増加）

日々の活動を通じてお客さまとのコミュニケーションを深め、ニーズや課題の把握に努めるとともに、ライフイベント・ライフプラン等にあわせて一人ひとりが最適な商品を選択できるよう定期性預金を中心に新商品の発売や商品性の見直しを行いました。

地域の皆さまからの信頼の証である預金・積金残高は順調に増加しています。

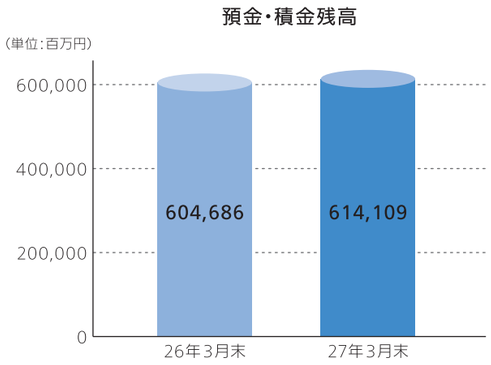

貸出金の状況

貸出金残高

2,881億円（26年3月末比 81億円増加）

地域に根ざした中小企業・個人のお客さま専門の金融機関として、ニーズの把握や課題の早期発見・解決に努め、適時適切な融資に取り組みました。また、定期的な訪問活動を通してお客さまと協議しながら、返済条件や返済方法の見直しなどの対応を行いました。事業性融資を中心として、貸出金残高は増加しています。

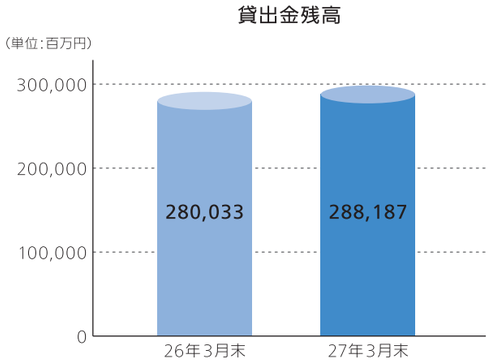

◆ 地域のお客さまへの融資について

お客さまからお預かりした預金・積金は、特定業種や特定先に偏ることなく、地域の皆さまへご融資しています。小口資金を幅広くご利用いただくことで、信用リスクの分散を図っています。

■業種別貸出金残高構成

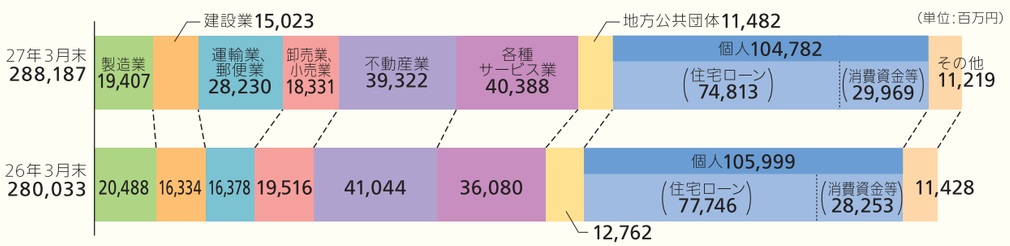

（注）1.「各種サービス業」は、「物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業」「飲食業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「その他のサービス」です。
2.「その他」は、「農業、林業」「漁業」「鉱業、採石業、砂利採取業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「金融業、保険業」です。

収益の状況

当期純利益

16億円

経営理念・経営方針に基づき、お客さまの夢の実現や課題の解決に向けて、金融機能やサービスの提供はもとより独自のコンサルティング機能の活用にも積極的に取り組みました。また、引き続き適切なリスク管理と経費削減に努めました。

当期純利益は6期連続で増益となり、継続して安定した利益を計上しています。

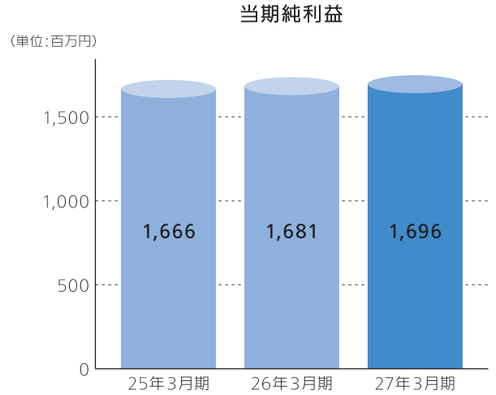

（単位：百万円）

	25年3月期	26年3月期	27年3月期
経常収益	14,489	12,686	11,359
業務純益	5,578	3,149	2,554
コア業務純益	2,087	1,787	1,798
経常利益	3,138	2,388	2,582
当期純利益	1,666	1,681	1,696

有価証券の状況

有価証券残高

3,074億円

国債、地方債、政府保証債を中心に安全性・流動性に留意しながら運用を行っています。

■有価証券残高構成

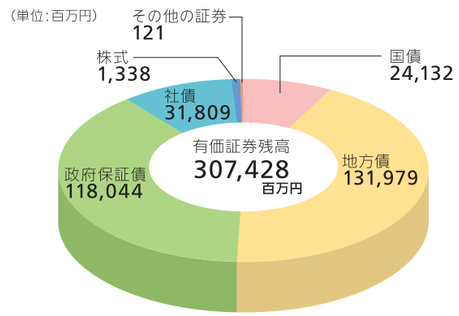

（注）「社債」は「事業債」です。

◆ 有価証券の時価情報

■その他有価証券

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価（償却原価）	評価差額
株式	703	474	228
債券	304,868	295,871	8,996
国債	24,132	23,489	643
地方債	131,979	128,277	3,702
社債	148,755	144,105	4,650
その他	121	85	36
合計	305,693	296,432	9,261

（注）1. 貸借対照表計上額は、3月末日における市場価格等に基づいています。
2. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は含みません。

■満期保有目的の債券

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
社債	1,099	1,125	26
合計	1,099	1,125	26

（注）時価は、3月末日における市場価格等に基づいています。

業績ハイライト

預かり資産の状況

預かり資産残高

472億円

マネーアドバイザー（本部所属の預かり資産専担職員）や営業店の職員による定期的な訪問活動のなかで、お客さまの資産形成・運用のニーズに沿った情報提供や商品のご提案に努めました。

■預かり資産残高構成

（単位：百万円）

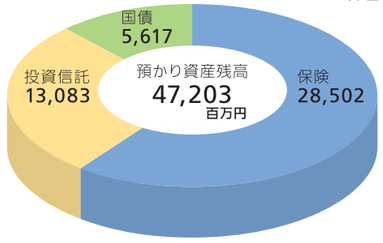

（注）1.「投資信託」は、3月末日における市場価格等に基づいています。
2.「保険」は、「年金保険」「終身保険」「学資保険」です。

金融再生法に基づく開示債権の状況

不良債権比率

4.41%

お客さまの資金繰りの円滑化に努めるとともに、地域事業振興部を中心に本部と営業店が連携し、経営改善等に積極的に取り組みました。

当金庫では厳格な基準のもと償却・引当を行い、不良債権に係る会計上の処理はすべて完了しています。不良債権額と保全額との差額636百万円に対し、当金庫の自己資本の構成の中心となっている内部留保額は48,676百万円であり、経営に与える影響は極めて少なく、健全性を十分に確保しています。

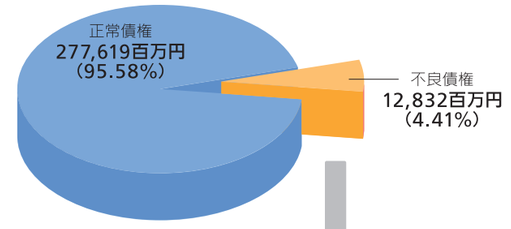

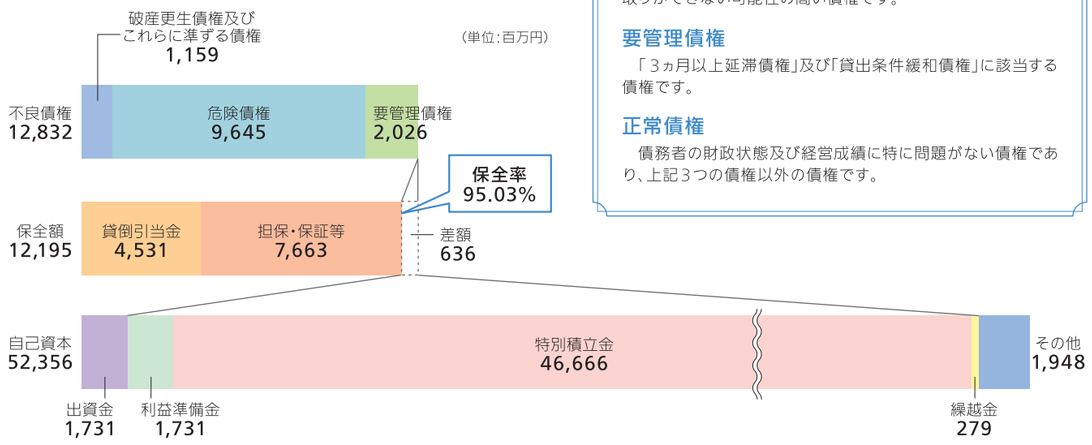

用語説明

破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態・経営成績が悪化し、契約に従った債権元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

要管理債権
「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。

正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、上記3つの債権以外の債権です。

自己資本の状況

自己資本比率

21.04%

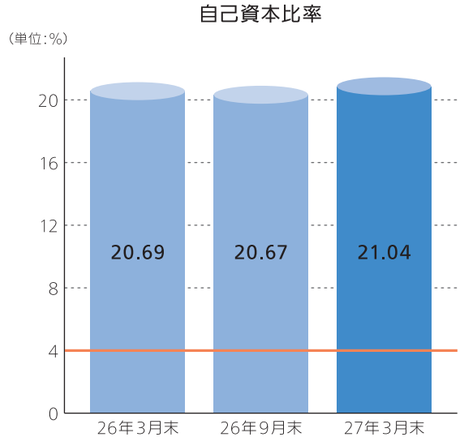

当金庫の自己資本は、会員の皆さまの出資金と毎期安定した利益を計上し積み上げてきた内部留保等によって構成されています。

経営の健全性・安全性を示す自己資本比率は21.04%となり、国内基準（4%）を大幅に上回る高い水準を維持しています。

（単位：百万円）

自己資本	（A）	52,356
リスク・アセット等	（B）	248,805
自己資本比率	（A／B）	21.04%

用語説明

自己資本比率
リスクに応じて計算された資産（＝リスク・アセット）に対する自己資本の割合を表すもので、金融機関の健全性を示す重要な指標とされています。

統合的なリスク管理の状況

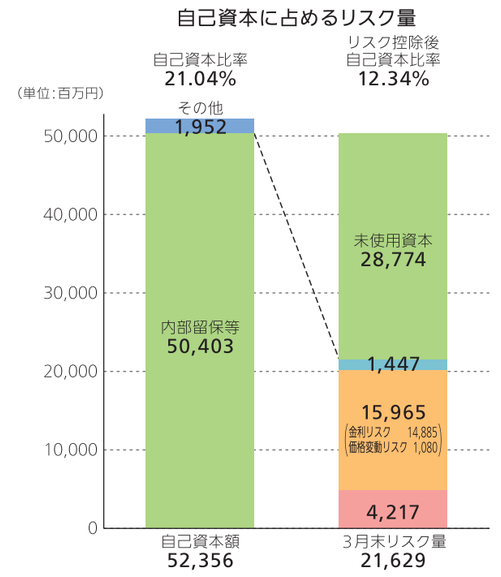

当金庫では、個々のリスクを一元的に管理し、経営体力（＝自己資本）の範囲内でコントロールすることで、経営の健全化及び収益力の向上に努めています。3月末におけるリスク量がすべて顕在化したと仮定した場合の自己資本比率も12.34%と国内基準を大幅に上回る水準を維持しています。

（注）1. 信用リスクは、モンテカルロシミュレーション法により、信頼区間「99%」、保有期間「1年」の「信用VaR」を算出しています。
2. オペレーショナル・リスクは、業務粗利益をベースとする「基礎的手法」により「オペレーショナル・リスク相当額」を算出しています。
3. 市場リスクのうち、金利リスクは、金利変動率と過去の金利変動幅を用いて、信頼区間「99%」、保有期間「6ヵ月」の「金利VaR」を算出しています。また、価格変動リスクは、株式の過去のTOPIX等に対する感応度（β値）から、投資信託についてはリスクをリスク・ファクターに分解し、ファクターごとの感応度（β値）を求め、信頼区間「99%」、保有期間「6ヵ月」の「価格変動VaR」を算出しています。

オペレーショナル・リスク　市場リスク　信用リスク

課題解決に向けた取組み

当金庫は、『「愛」ある街のホームドクター愛媛信用金庫』をコーポレートスローガンとして掲げています。
地域社会の持続的な発展に貢献することは地域に根ざす協同組織金融機関の社会的使命であるとの認識のもと、「かかりつけのお医者さん」のように、日頃のお付き合いのなかでお客さまのニーズや潜在する課題を把握し、お客さまとともに最善の解決策を考える活動を基本としています。

課題解決に向けた取組み

事業を営むお客さまへ

当金庫は、四国財務局及び四国経済産業局から認定を受けた「経営革新等支援機関」として、事業を営むお客さまのさまざまな課題を解決するため、各種コンサルティング機能の充実・強化と活用に努めています。

◆ 業種別の担当者を配置

中小企業や個人事業主の方々への支援態勢の充実・強化を図るため、地域事業振興部に業種別の担当者を配置しました。業種に応じた専門的な知識を活かして、お客さまの課題の解決に努めています。(平成26年8月1日)

小売・飲食業　製造業
農業・6次産業化関係　医療関係

そのほかにも、中小企業診断士、認定事業再生士(CTP)、M&Aスペシャリストが在籍し、さまざまなサポートを行っています。

◆ 創業・新規事業支援

■創業応援パッケージ

創業・新規事業に関する取組みを「創業応援パッケージ」として取りまとめ、創業・新規事業の準備期から創業後の成長期まで、継続的なサポートを行っています。

安定期
↑
成長期
↑
創業
↑
創業準備

創業融資制度・創業補助金

6ヵ月以内に創業予定のお客さま、創業後3年以内のお客さまを対象とした「創業応援ローン」をご用意しています。
(平成26年度実績:22件 50百万円)
また、公的機関の創業補助金の申請手続きのお手伝いも行っています。

創業個別相談・事業計画策定支援

地域事業振興部では、創業を目指す方一人ひとりにあわせた事業計画等の策定支援を行っています。ホームページ掲載の申込書に記載のうえ、FAXまたは店頭でお申込みができます。

創業セミナー開催

創業に興味をお持ちの方に向けて、年に2回、2日間の無料セミナーを開催しています。

各分野の専門家による講義や創業者による講話

各種コンサルティング

定期的な訪問活動を通じて、お客さまのニーズに応じた支援を行っています。
・資金調達支援　・社員教育実施
・専門家の紹介　・事業情報の提供　など

■松山市の創業支援事業計画に参画

産業競争力強化法に基づき国から認定を受けた松山市「創業支援事業計画」に創業支援事業者として参画しました。(平成26年10月31日)

従来から取り組んでいる「創業応援パッケージ」やコンサルティング機能の活用により、松山市と連携しながら創業を目指す方の支援に取り組んでいます。

◆ 事業の拡大・成長支援

■愛媛信用金庫ビジネスマッチングサイト

お取引先のお客さまの「売りたい」「買いたい」などのニーズに関する情報を金庫内のデータベースに公開・共有するサイトを運営し、お客さまにマッチングに関するタイムリーな情報をお届けしています。

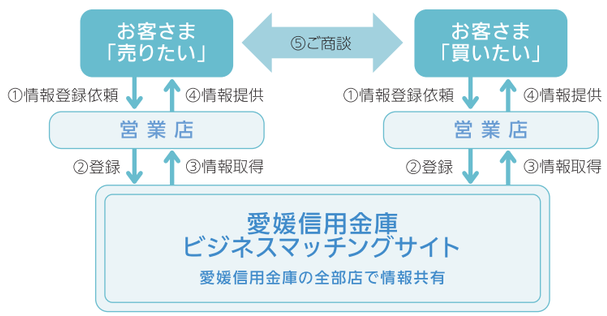

■地元企業と連携した商談会

(株)フジグループと連携し、食品関連会社を中心とした商談会を定期的に開催しています。

平成26年度実績

	6月24日開催	3月16日開催	計
参加企業数	10社	22社	32社

(株)フジグループとの商談会

■信用金庫ネットワークの活用

信用金庫の業界ネットワークを活かし、他信用金庫や業界が主催するビジネスフェア等への出展支援を行っています。

愛媛県との連携により、当金庫とお取引のないお客さまにも出展いただいています。

平成26年度他信用金庫開催フェア等への出展支援実績

開催日	主催信用金庫等	開催地	出展を支援した企業
6月10日	さわやか信用金庫	東京	3社
7月23日	東京東信用金庫	東京	2社
7月23・24日	浜松信用金庫	静岡	3社(うち未取引先1社)
9月10日	おかやま信用金庫	岡山	10社(うち未取引先4社)
11月12・13日	東京都信用金庫協会	東京	3社

■経営者塾・経営セミナー

各分野の専門家を講師に迎えた経営者塾には、経営に関する知識の習得や人的交流を目的に多くの塾生にご参加いただいています。

また、販路拡大や事業承継などさまざまなテーマで無料の経営セミナーを定期的に開催し、経営上の課題解決に向けたきっかけづくりに努めています。

若手経営者塾

経営セミナー「一位作りの経営戦略」

女性経営者塾
～このはなさくや媛の会～開講

社会構造が変化し、企業のトップとして活躍している女性も増加している現状を踏まえ、平成22年より開催していた「おくさま塾」の内容を一新し、平成27年5月より「女性経営者塾」をスタートしました。

グループワークを中心とした参加型の講義で本格的に経営を学ぶカリキュラムとなっています。

松山大学経営学部の東渕則之教授を講師に迎え、実践論として経営を学んでいます

現役の女性経営者7名がサポーターとして運営に参画。グループワークでも中心となってサポートしていただいています

課題解決に向けた取組み

◆ 経営革新支援

■3S診断による経営革新

ムリやムダを省き、職場環境の改善と業務の効率化を目指す3S（整理・整頓・清掃）活動の推進に取り組んでいます。現場の問題点を「見える化」して改善に繋げるとともに、従業員教育の一環として自発的に問題点を発見できる「気づく人」づくりをお手伝いしています。

■補助金・助成金活用支援

各種補助金・助成金の申請に関するご相談にも積極的に対応しています。

補助金・助成金採択実績

名　称	件　数
創業・第二創業促進補助金	8件
ものづくり・商業・サービス革新補助金	22件
小規模事業者持続化補助金	1件
松山市創業資金利子補助金	14件

（注）平成25年4月1日から平成27年6月30日までの累計を記載しています。

◆ 経営改善・事業再生、事業承継支援

地域事業振興部を中心として本部と営業店が協力し、他金融機関や外部機関とも連携しながら、お客さまの経営改善支援や事業再生支援に取り組んでいます。

また、事業承継や、近年ニーズが高まっているM&Aに関するご相談にも積極的に対応しています。

平成26年度経営改善等支援実績

支　援　内　容	
経営改善の取組みについて年間を通してフォローしている先数	67社
新たに経営改善計画等の作成について協力した先数（他金融機関連携含む）	9社
公的機関の専門家と連携して経営改善支援を行った件数	12件

◆ 行政・各種団体等との連携支援

■各団体との連携強化

さまざまな支援団体との連携を強化し、相互に協力しあって中小企業の経営支援に取り組んでいます。

平成26年度覚書締結先

締結先	四国税理士会松山支部（9月18日）	愛媛県よろず支援拠点（10月24日）
覚書名	「中小企業支援に関する覚書」	「業務協力に関する覚書」
内容	・経営相談会等の開催 ・中小企業等の育成に関する情報交換　など	・中小企業等の支援に関する情報共有 ・研修会の共催　など

■海外展開支援

海外で事業展開されるお客さまの多様なニーズにお応えするため、信用金庫業界の中央機関である信金中央金庫と連携し、タイムリーな情報提供、現地専門家の紹介や取次ぎなどを行っています。

また、外貨建てのご融資（インパクト・ローン）の取扱いも開始しています。（平成26年12月15日）

「愛」ある街のホームドクター活動事例集に詳しい内容を記載しています

各取組みの具体的な事例や、実際のお客さまの声を掲載しています。詳細については、地域事業振興部までお問い合わせください。

（地域事業振興部　TEL:089−946−1121）

※冊子は営業店で配布しているほか、当金庫ホームページにも掲載しています。

個人のお客さまへ

◆ 多様な年金サービス

当金庫では、年金に関するご相談に対し、丁寧なアドバイスを行うとともに、お客さまの受給手続きもお手伝いしています。年金を受給されているお客さまには、専用商品のご提案や年1回の旅行のご案内などを行っています。

また、来店が困難なお客さまには、ご自宅まで年金をお届けするサービスを実施しています。

年金ツアー「聖地　高野山を訪れる旅」
（平成26年10月28日〜30日）

当金庫に年金受取口座をお持ちのお客さまにはお誕生月に砥部焼の小鉢などをプレゼント！年末には愛媛県産の素材で制作したお正月用の祝い箸をお届けしています。

年金に関するご相談はこちら

■年金相談フリーダイヤル

専属の相談員（社会保険労務士）が年金に関するあらゆるご相談に対応します。

0120-605165（ロウゴ イイロウゴ）

＜受付時間＞
月曜日・火曜日・水曜日（当金庫休業日を除きます）9:00〜12:00／13:00〜15:00

■無料年金相談会

各営業店で開催しています。詳しいスケジュールについては、当金庫ホームページに掲載しています。

◆ ライフプランに沿った資産形成・運用の提案活動

各営業店と本部所属のマネーアドバイザーが連携し、お客さまのニーズやライフプランにあわせた預かり資産商品のご提案や適時適切な情報提供を行っています。

また、子育て、教育にかかる資金や老後の生活資金を備えるための商品など、お客さまのニーズに沿った商品ラインナップを揃えています。

◆ 子育て・教育支援活動

地域の将来を担う子どもたちの健全な育成をお手伝いするため、親子で参加できるイベントを開催しています。

また、金融教育の一環として、小学生の社会科見学や中学生、高校生の職場体験学習の受入れを行っています。

親子ふれあい野球教室の開催

おこづかいゲームの開催

職場体験学習の受入れ

課題解決に向けた取組み

地域の活性化に向けて

◆ 地方公共団体との連携・協力

■「地域経済の持続的な発展に向けた連携・協力協定」締結

愛媛県経済のさらなる活性化や産業・文化の振興を目指して、愛媛県や県内各市町と連携しながらさまざまな施策に取り組んでいます。

締結市町
- 東温市（平成25年1月17日）
- 伊予市（平成25年8月1日）
- 砥部町（平成25年11月6日）
- 松山市（平成26年5月27日）
- 今治市（平成26年9月8日）

松山市との調印式

◆「瀬戸内しまのわ2014」に協力

地域の観光振興と活性化に向けて、瀬戸内の魅力を発信することを目的に愛媛県と広島県が合同で企画した広域博覧会「瀬戸内しまのわ2014」にさまざまな形で協力しました。

道後の旅館・ホテルが地元の食材を使った朝ごはんを提供する「しまのわ道後朝飯」のPRイベントを開催

メインイベントである国際サイクリング大会「サイクリングしまなみ2014」には当金庫職員も多数参加

サイクリングしまなみフォトコンテスト入選作品のロビー展を開催

◆ 地場産業の活性化

平成26年11月にリニューアルオープンした菊間支店の店舗デザインには、伝統産業である菊間瓦を取り入れました。菊間町窯業協同組合のPRスペースも設置しています。

リニューアル後の菊間支店

当金庫のシンボルマークをデザインした入口の塀瓦

◆ 高齢の方が暮らしやすい安心・安全なまちづくり

■「高齢者等の見守りネットワークに関する協定」締結

高齢の方や障がい者の方が暮らす世帯への見守り体制を整備し、誰もが安心して生活できる環境をつくることを目的として、5市4町※と標記協定を締結しました。（平成27年2月27日）

そのほか、松山市とも平成24年9月に高齢の方などの見守りに関する協定を締結しています。

※八幡浜市、大洲市、伊予市、西予市、東温市、久万高原町、砥部町、内子町、伊方町

■「安ちゃん・心ちゃんの事業所」制度に参加

愛媛県警察と連携し、高齢の方が被害に遭いやすい事件や事故を防止するための広報活動を行っています。（平成26年6月9日）

安ちゃん・心ちゃんの店ステッカー

警察が作成したチラシを配布

その他のCSR活動

◆ 環境保全活動

環境方針に基づき、電力、燃料、事務用紙等の使用量削減や、クールビズ・ウォームビズ、環境配慮型商品の取扱いなどに取り組んでいます。

また、太陽光発電システムやLED照明など環境負荷軽減設備を順次導入しています。

■環境自主行動計画の取組み状況（平成26年度）

	業界削減目標	当金庫削減目標	実　績
電力使用量	△15%	△20%	△24.7%
ガソリン使用量	―	△15%	△21.6%
コピー用紙使用量	―	△18%	△18.2%

（注）1．削減目標は基準年度（平成18年度）対比で設定しています。
2．基準年度以降に設置した店舗については含めていません。

地域の清掃活動

太陽光発電システム（菊間支店）

環境配慮型商品の取扱い

◆ ボランティア活動・地域イベントへの参加

東日本大震災発生以降、一般社団法人全国信用金庫協会及び信金中央金庫の支援を受け、職員が被災地でのボランティア活動に毎年参加しています。平成26年度は職員5名が福島県いわき市で除草作業などをお手伝いしました。

そのほかにも、地域のイベントや祭りに積極的に参加しています。

福島県いわき市での除草作業

愛媛マラソンで給水ボランティア活動

第49回松山まつり野球拳おどり大会へ参加

商店街イベントのお手伝い

◆ スポーツ振興支援

第20回あいしんレディーステニストーナメントに特別協賛

◆ 社会福祉支援

本店で献血活動

◆ 寄付・寄贈

松山幼稚園へ天体望遠鏡を寄贈

お客さま保護管理態勢

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまに安心してお取引いただけるよう、反社会的勢力との関係遮断や個人情報の保護をはじめ、お客さま保護管理態勢の一層の強化に向けて役職員一丸となって取り組んでいます。

反社会的勢力との関係遮断

社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、反社会的勢力に対する基本方針及び対応規程を遵守し、厳正な対応を行っています。

各種預金規定、貸金庫・夜間金庫規定、融資関連契約書、出資加入申込書等には、反社会的勢力との関係遮断に関する条項を定めています。

また、定款に定める属性要件・行為要件に該当し、反社会的勢力であると判明した既往会員については、法定脱退等の手続きを行い、関係遮断に努めています。

反社会的勢力に対する基本方針

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

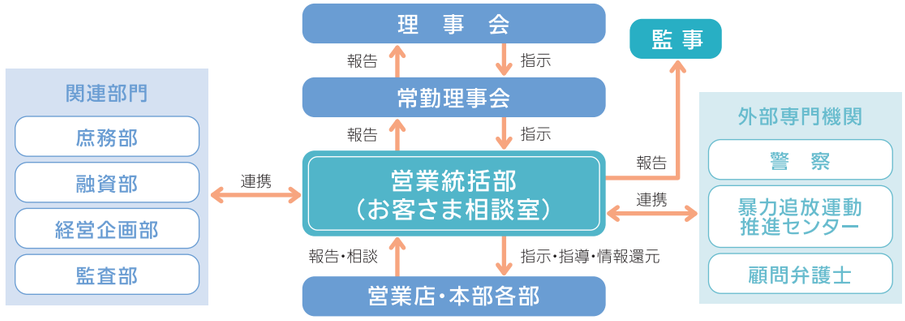

利益相反管理態勢

お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理方針に基づき、適正な情報管理と適切な内部管理を行っています。

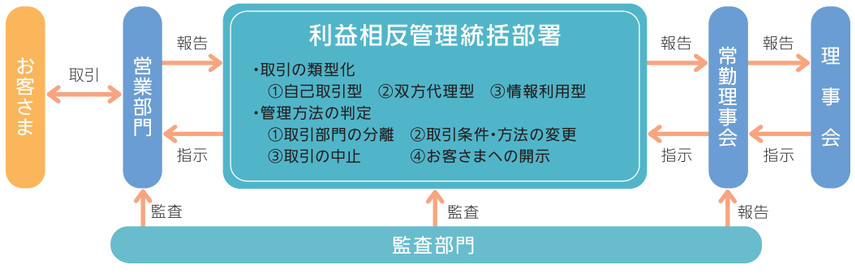

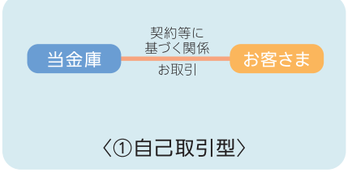

〈①自己取引型〉

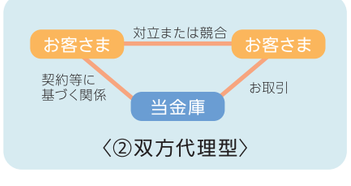

〈②双方代理型〉

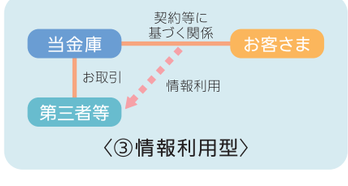

〈③情報利用型〉

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めています。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めています。詳しい内容につきましては、当金庫ホームページに掲載しています。

当金庫の個人情報の取扱いに関するご質問・苦情の申立てにつきましては、営業店窓口またはお客さま相談室までお申し出ください。

苦情処理措置・紛争解決措置等の概要（金融ADR制度への対応）

◆ 苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため、業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレットで公表しています。

苦情等につきましては、営業店窓口またはお客さま相談室までお申し出ください。

用語説明

金融ADR制度
（Alternative Dispute Resolution）＝裁判外の紛争解決

お客さまと金融機関との間で金融商品・サービス等に関するトラブルが発生した場合に、弁護士等の中立・公正な第三者が間に入り、裁判によらない話し合いで解決に努めるものです。裁判と比べて、基本的に短期間で金銭的負担が少ないことが特長です。

◆ 紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、お客さま相談室または全国しんきん相談所にお申し出があれば、東京三弁護士会の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、愛媛弁護士会が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、お客さま相談室へお申し出ください。なお、お客さまから愛媛弁護士会及び東京三弁護士会へ直接お申し出いただくこともできます。

東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会を利用する方法もあります。例えば、愛媛弁護士会等において東京とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、案件を移す方法（移管調停）があります。

ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ東京三弁護士会、全国しんきん相談所またはお客さま相談室へお問い合わせください。

名　称		所在地	電話番号	受付日・受付時間
全国しんきん相談所 ［一般社団法人 全国信用金庫協会］		〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7	03-3517-5825	月～金（祝日、年末年始除く） 9:00～17:00
愛媛弁護士会 紛争解決センター		〒790-0003 愛媛県松山市三番町4-8-8	089-941-6279	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00 13:00～16:00
東京三弁護士会	東京弁護士会 紛争解決センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	03-3581-0031	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00 13:00～15:00
	第一東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	03-3595-8588	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00 13:00～16:00
	第二東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	03-3581-2249	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00 13:00～17:00

愛媛信用金庫
お客さま相談室

各種ご相談、当金庫に対するご意見・ご要望、苦情等については、お客さま相談室までお申し出ください。

所 在 地：愛媛県松山市二番町4丁目2番地11
電話番号：089-946-1203
FAX番号：089-946-1134
受付時間：9:00～17:00（当金庫営業日）

※お客さまの個人情報は、苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

お客さま保護管理態勢

金融犯罪被害の未然防止

特殊詐欺や偽造・盗難キャッシュカードによる犯罪、インターネットバンキングの情報を悪用した不正送金等による被害の未然防止及び極小化のために、日々の取引情報のモニタリングや、警察と連携した情報交換、啓蒙活動を実施しています。

◆ 特殊詐欺への対策

振り込め詐欺、還付金詐欺、架空請求詐欺等の特殊詐欺の被害が県内でも多発しています。

お振込みや定期預金の解約などで来店されたお客さまのお話から詐欺被害が疑われる場合には、事情をお伺いし、警察と連携して適切な対応に努めています。また、現金交付型の特殊詐欺被害を防止するため、多額の現金を出金されるお客さまには自己宛小切手の発行をおすすめしています。

振り込め詐欺救済法に基づく対応として、金融機関の預金口座に滞留している犯罪による被害資金の返還手続き等を行っています。詳しくはお客さま相談室までお問い合わせください。

(注)1. 特殊詐欺等に関する不審な電話がかかってきた場合や、被害に遭われた場合は、最寄りの警察署へお届けください。
2. 振り込め詐欺救済法に基づく公告や手続きの流れ、振り込め詐欺救済法に関するQ＆A等につきましては、預金保険機構のホームページ(http://www.furikomesagi.dic.go.jp/)をご覧ください。

警察と連携した声掛け訓練

100万円以上のご出金、お振込をされる方へ資金使途等を確認するアンケートを実施

ポスターの掲示やチラシの配布

◆ セキュリティの強化

より高度なセキュリティでお客さまの大切な預金をお守りするため、生体認証ICキャッシュカード(指静脈によるご本人確認)、ICキャッシュカード(読み取り困難なICチップを搭載)を発行しています。当金庫のATMは、すべて生体認証機能に対応しています。(注)

また、インターネットバンキングを悪用した不正送金の被害を防止するため、当金庫ホームページ上で無料セキュリティソフトの提供を行っています。

(注)1. 事前に生体情報の登録が必要です。
2. 店舗外キャッシュコーナーのうち、他金融機関との共同設置ATM(八幡浜市役所を除く)は対応していません。

詳しくはP.33

◆ ATM利用限度額・限度回数の設定

特殊詐欺や盗難キャッシュカードによる不正出金の被害を極小化するため、1日あたりのATMご利用限度額を個人・個人事業主のお客さまは100万円、法人のお客さまは200万円に設定しています。限度額、限度回数についてはお客さまのご希望に応じて変更することができます。

万一、偽造・盗難キャッシュカード等による被害に遭われた場合は、下記までご連絡ください。

平　日	8:45～17:00	本店または営業店 店舗のご案内はP.36・37
	7:45～ 8:45	あいしんビジネスサービス(株) 監視センター 電話番号:089-946-1115
	17:00～21:00	
当金庫休業日	8:30～21:00	

内部統制に関する態勢

業務の健全性・安全性を確保するため、「内部管理基本方針」に基づきさまざまな施策を実践し、当金庫グループのコーポレートガバナンスに関する体制を有効に機能させるよう努めています。

コンプライアンス体制

「業務の有効性及び効率性」「財務報告の信頼性」「資産の保全」を確保するための前提となる「法令等遵守の徹底」を最重要課題のひとつとして位置付けています。「コンプライアンス基本方針」「コンプライアンス行動規範」を制定し、さまざまな対応を図っています。

◆ コンプライアンス体系

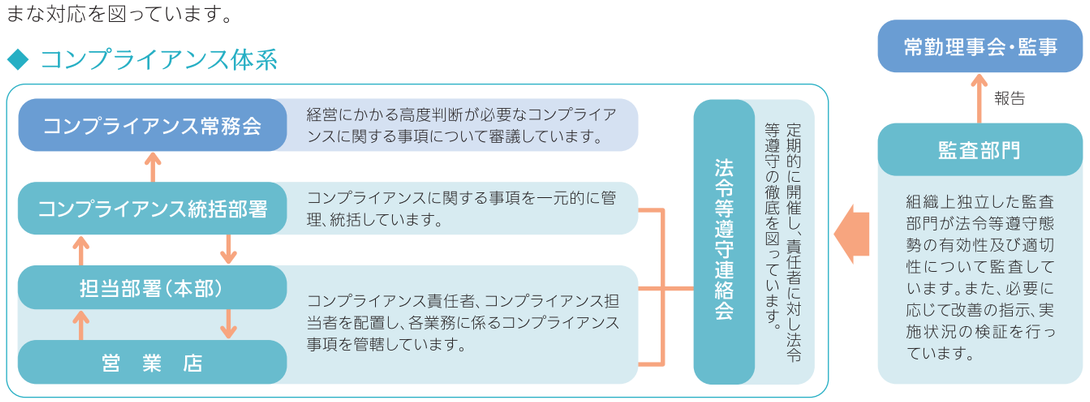

◆ コンプライアンス・プログラム

具体的な実践計画として年度ごとに策定している「コンプライアンス・プログラム」に基づき業務を遂行し、進捗状況を四半期ごとに理事会へ報告しています。

◆ 部門内検査

不祥事件の未然防止と職員の事務検証能力やコンプライアンス意識の向上を目的として、「部門内検査実施要領」に基づく自主検査を全部店で実施し、相互牽制機能の充実・強化を図っています。

◆ 役職員へのコンプライアンス意識の徹底

一般社団法人全国信用金庫協会が策定している「信用金庫行動綱領」及び当金庫の「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員へ配付しています。また、研修や各部店の勉強会で周知徹底を図っています。

◆ 内部通報制度

不正行為等の早期発見と是正を図るため、「公益通報者保護規程」に当金庫グループの役職員等からの相談または通報の適正な処理の仕組みと通報者の保護等について定めています。

コンプライアンス上疑義のある行為を知った場合に、所属部店の上司を介さずコンプライアンス統括部署に直接通報・相談できる窓口を設置しています。当金庫グループの役職員から直接監事に報告することもできます。ホットラインの内容等を記載した内部通報マニュアルは、当金庫グループの役職員全員へ配布しています。

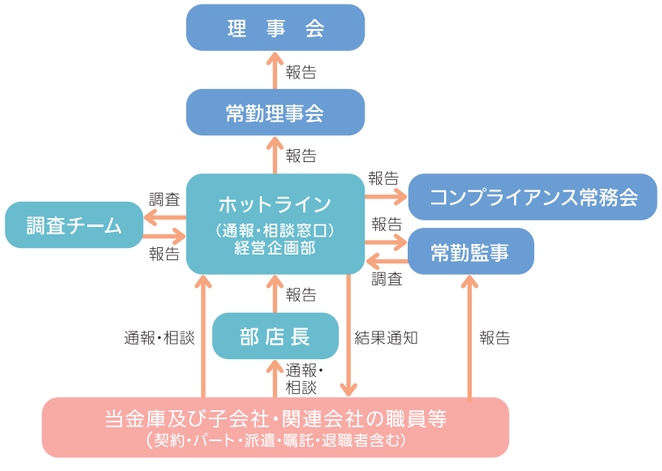

内部統制に関する態勢

リスク管理体制

経済環境の変化や金融技術の革新等に伴い、金融機関の抱えるリスクは一段と多様化・複雑化しています。

経営の健全性・安全性を確保するため、「リスク管理の基本方針」及びリスクカテゴリーごとの管理方針に基づき、統合的なリスク管理を行っています。リスク管理統括部門、各カテゴリーの主管部門を定めることで、当金庫グループ全体のリスク管理及び相互牽制機能の実効性を確保しています。また、監査部門において、リスク管理の有効性・適切性を検証し、理事会、常勤理事会及び監事へ報告するとともに、必要に応じて常勤理事会が改善の指示、改善状況の検証を行っています。

詳しくは P.52～64

◆ リスク管理体制図

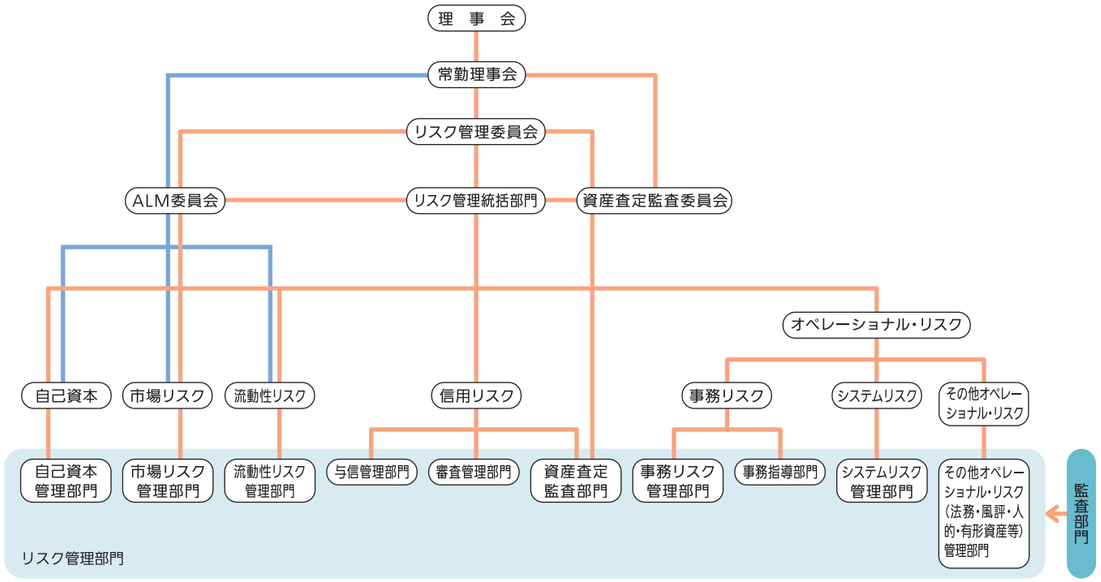

子会社・関連会社に対する統制

当金庫の子会社・関連会社において、業務の決定及び執行に対する相互監視が適正に行われるよう、子会社・関連会社の非常勤取締役及び非常勤監査役を当金庫の理事等が兼務しています。

また、子会社・関連会社が行う業務の適切性を確保するため、当金庫の関係部署が定期的にモニタリングを行うとともに、当金庫の監事及び監査部門が子会社・関連会社の業務について監査を実施しています。

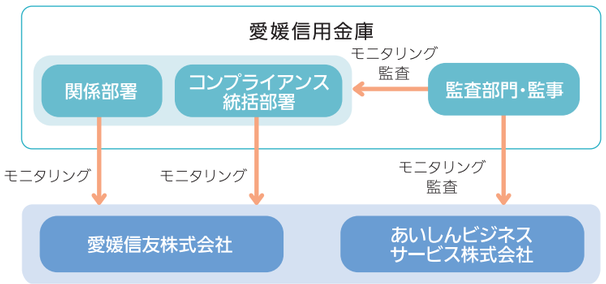

危機管理体制

当金庫グループでは、お客さまと役職員の安全確保及び二次災害の防止、業務の早期復旧に努め、地域住民の生活や経済活動の維持を図るため、業務継続基本計画（BCP）を策定し、金庫業務の継続が困難になると想定されるあらゆる危機（自然災害・人的災害・システム障害等）に備えています。

◆ 他金融機関・各種団体との協力態勢整備

災害時等の円滑対応及び相互協力を目的として、松山市と県内金融機関で「災害時等の相互協力に関する協定」を締結しています。（平成26年10月24日）

また、地震、津波、台風等の大規模災害時に四国管内の信用金庫が相互に支援し、業務継続態勢を補完することを目的として、四国地区の全信用金庫と「大規模災害時における相互支援に係る協定書」を締結しています。（平成27年5月29日）

「災害時等の相互協力に関する協定」調印式

◆ 各種訓練の実施

大規模地震発生等を想定し、緊急対策統括本部等の設置や現金及び重要書類の格納、各部店で作成した防災マップに基づく避難など、本部と全営業店で統一シナリオに基づく訓練を実施しています。

また、危機時において迅速な対応ができるよう営業店への緊急時現金配送訓練や、火災を想定した防災訓練、強盗や不審者の侵入を想定した防犯訓練などを実施しています。

大規模地震発生時現金・重要書類格納訓練

◆ 危機管理体制図

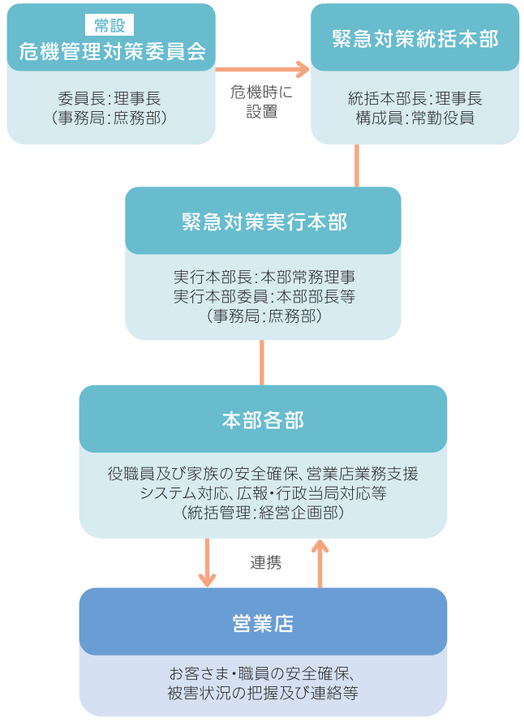

◆ 非常用設備・備品の設置

大規模災害時に業務継続態勢を維持できるよう、営業店（一部）に自家発電設備を設置しています。

自家発電設備（城東支店）

災害時にお客さまの安全を確保するため、全営業店ロビーにお客さま用防災ヘルメットを設置しています。

総代会の仕組み

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数が多く総会の開催が困難なため、総会に代えて総代会制度を採用しています。

総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。総会と同様に会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代によって運営されています。

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。

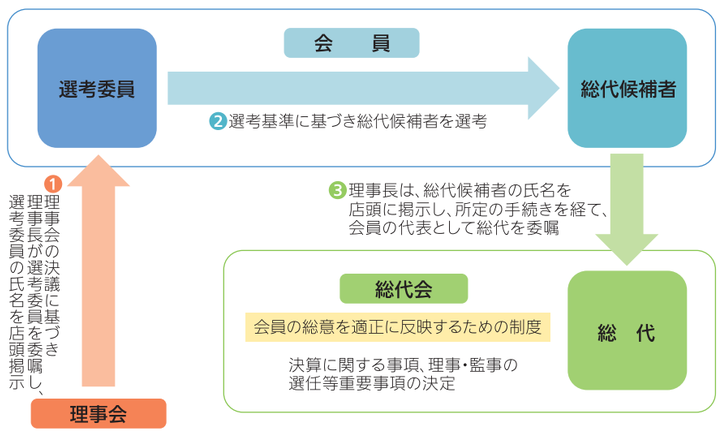

総代候補者選考基準

①資格要件
1. 当金庫の会員であること
2. 就任時点で80歳を超えていないこと

②適格要件
1. 総代としての見識を有していること
2. 金庫の理念・使命をよく理解していただいていること

愛媛信用金庫の会員資格

当金庫の営業地区（愛媛県、香川県観音寺市、三豊市）に

お住まいの方　お勤めの方　事業所をお持ちの方

（注）「事業所をお持ちの方」は、個人事業者で常時使用する従業員数が300人を超える場合、または、法人事業者で常時使用する従業員が300人を超え、かつ資本金が9億円を超える場合を除きます。

総代とその選任方法

◆ 総代の任期・定数

- 総代の任期は3年です。
- 総代の定数は100名以上150名以内です。当金庫の営業地区を3区の選任区域に分け、選任区域ごとに会員数に応じた定数を定めています。
- 平成27年5月末現在の会員は45,222名、総代は126名です。

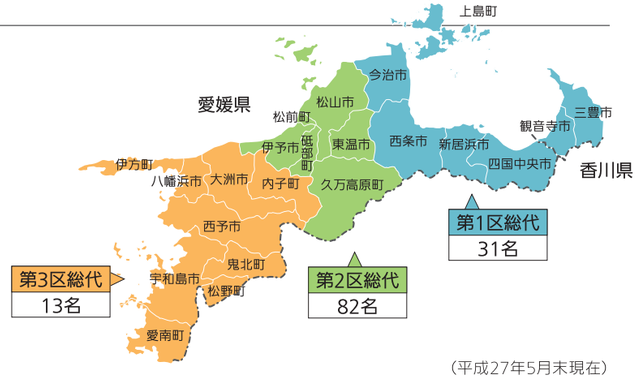

（平成27年5月末現在）

◆ 総代の皆さま（五十音順・敬称略）

第1区	浅海　宣博⑨	阿部　真②　梶川　勇⑬　谷口　裕久③　檜垣圭之介③　村上　裕一②	井上　安正①	宇都宮正俊②	越智　逸宏⑭	越智　紀方①
	越智　光孝②		菅　大三③	岸　美正①	木本　眞②	楠橋　威⑨
	久米富士雄①		谷口　正都⑩	津田　恵介②	野島　尚②	原　晃一⑩
	原　眞一②		尾藤　淳一①	平林　元樹⑨	別府　敏博②	星加　隆夫③
	村上　廣光③		八木　伸樹①	安見　太郎①	矢野　忠⑭	矢原　慎一①
	渡部　英志③					
第2区	朝野　芳雄①	井川　浩④　岩井　正⑥　梶原　富彦①　木村　一樹④　後藤　新④　杉　源嗣⑩　竹下　幸雄②　長戸　金昭④　野中　健次②　藤村　泰雄⑥　松井光太郎②　宮﨑　澄雄⑩　森　孝三③　吉岡　浩二④	石田美多嘉⑥	泉　正紀⑥	泉本　秀信①	市川　武志①
	一色　隆士③		上岡　賢二⑩	宇髙　茂⑪	宇都宮一泰②	岡田　紀夫⑫
	長田　昇二②		加藤　正之①	角田　純④	門屋　光彦①	菅　龍夫④
	岸　淳⑩		楠原　盛秀④	久保　素子①	小池　経子⑩	小泉　孝平⑥
	郷田　巖⑥		後藤　孝志④	権名津卓久④	柴田　督弘①	白石　一彦④
	白石　雅仁⑥		鈴木　繁雄⑥	関谷　光明⑬	多賀　治⑩	髙岡　照海⑩
	髙須賀征二郎②		田中　健④	田村　博一④	鳥井　貞宏⑥	永木　順郎⑥
	永瀬　裕④		中村　剛志⑥	灘部　勝輝⑥	西岡　義雄⑥	西原　伸禎④
	二宮　康夫③		野村　泰慎④	乗松　計吾①	疋田　琴美①	日野　均①
	藤岡　敏明④		二神　武司④	古田　修一④	別所　建夫⑤	本田　周平⑥
	増田　徹也④		松井　征史④	松岡　信哉③	松原　隆⑥	三宗　国興④
	三原　新吾④		宮道　享②	三好　茂⑥	森　和幸①	森　慶之助②
	森　源二郎①		柳原　宰④	山﨑　宏⑥	余戸　庄作⑬	横川　義隆⑩
	横畑　幸生①		渡部　哲④	渡部　俊幸①		
第3区	池田　賢仁①	宇都宮基成①	大塚　博之①	門田　完司②	河野　浩⑩	河野　広栄②
	酒井潤一郎①	谷本　英樹①	永井　水澄⑭	二宮　久⑩	兵頭源太郎①	松居富久子①
	宮下　文明①					

（注）氏名の後の数字は総代への就任回数です。

（平成27年5月末現在）

◆ 総代の属性別構成比

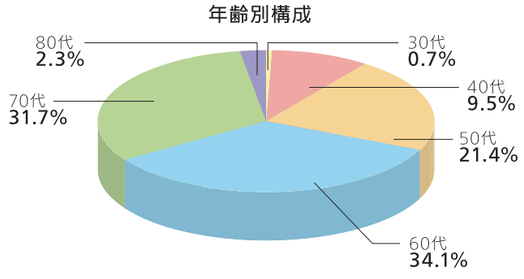

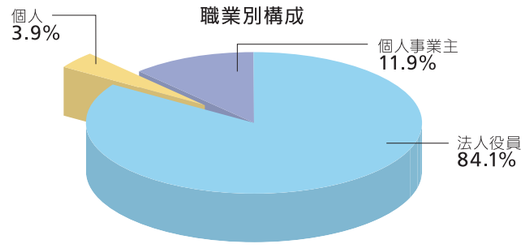

各種サービス業		
	物品賃貸業	0.8%
	学術研究、専門・技術サービス業	5.7%
	飲食業	0.8%
	生活関連サービス業、娯楽業	3.3%
	教育、学習支援業	1.6%
	医療、福祉	7.4%
	その他のサービス	4.9%
その他	漁業	0.8%
	鉱業、採石業、砂利採取業	0.8%
	情報通信業	0.8%

（注）業種別構成比は、法人役員及び個人事業主に限ります。

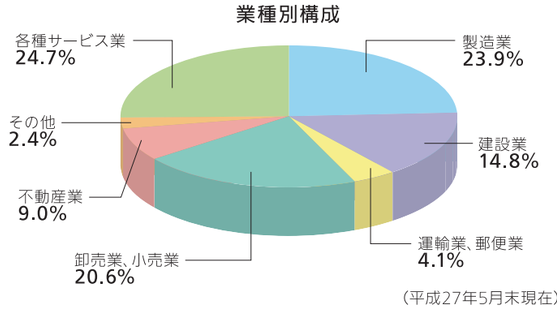

（平成27年5月末現在）

総代会の仕組み

◆ 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。
選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

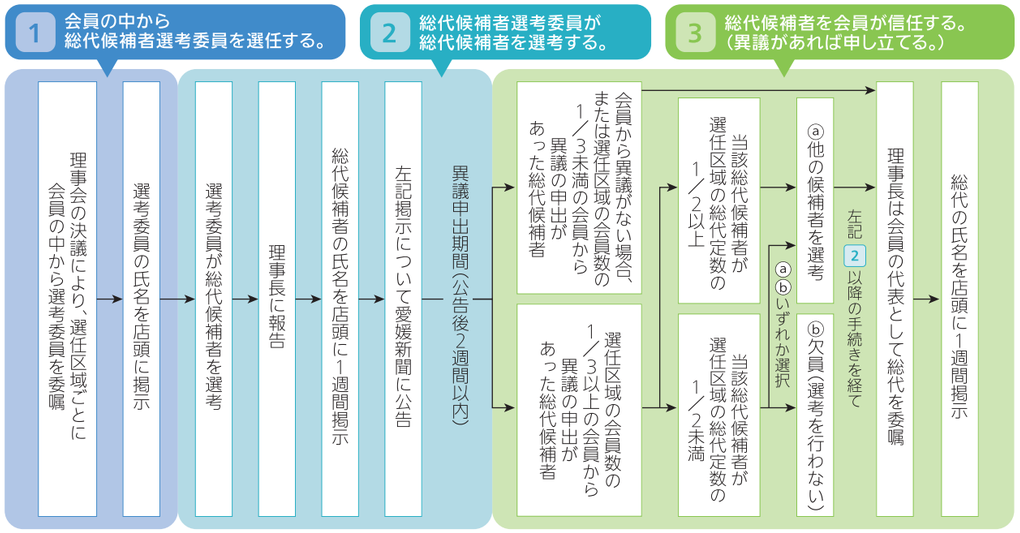

総代会の決議事項

平成27年6月16日開催の第65期通常総代会において次の事項が付議され、各議案とも原案どおり可決されました。

1.報告事項
　第65期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
　業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

2.決議事項
　第1号議案　剰余金処分案承認の件
　第2号議案　従たる事務所（土橋支店）の統合（廃止）に伴う定款の一部変更の件
　第3号議案　従たる事務所（住吉支店）の統合（廃止）に伴う定款の一部変更の件
　第4号議案　所在不明会員の除名に関する定款の一部変更の件
　第5号議案　監事の定数に関する定款の一部変更の件
　第6号議案　理事選任の件
　第7号議案　監事選任の件

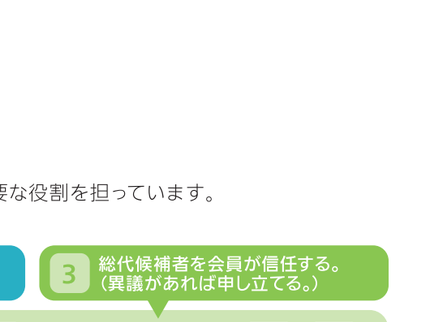

当金庫では、日常の事業活動を通じて総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、皆さまからいただいたご意見を参考に、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

9月期決算等報告会

9月期決算や上期の主な取組みを報告するとともに、当金庫に対するご要望・ご意見をいただいています。
平成26年からは、総代からの要望を踏まえ、従来の松山市、今治市、八幡浜市に加え、初めて新居浜市でも開催しました。

当金庫の概況

役　員

〔常　勤〕	理　事　長	弓山　慎也
	常務理事	安平　光一
	常務理事	八石　玉秀
	理　　事	石井　佳治
	理　　事	檜垣　直孝
	理　　事	木崎　秀樹
	理　　事	川中　真治
	監　　事	三好潤一郎
〔非常勤〕	理　　事	山本　泰正
	理　　事	白石　省三
	理　　事	関　　啓三
	監　　事	木綱　憲和
	監　　事	丸山　征寿
	監　　事	松友　映明

常勤役員

（注）1．理事　白石　省三、関　啓三は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
　　2．監事　丸山　征寿、松友　映明は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

組織図

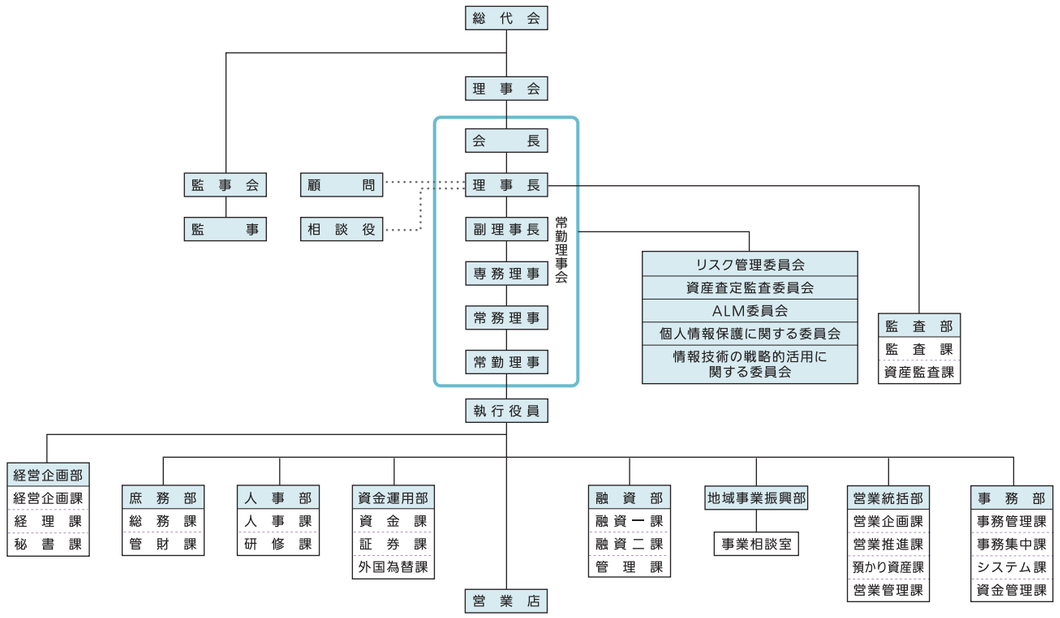

当金庫の概況

主な沿革

愛媛信用金庫の歴史は古く、永年にわたって地元中小企業と住民の方々の幸福を願って、地域とともに歩んできました。

1906年(明39)	12月	有限責任八幡浜産業信用組合(八幡浜信用金庫の前身、現在の八幡浜支店)発足
1913年(大 2)	4月	有限責任松山市信用組合(松山信用金庫の前身、現在の本店)発足
1928年(昭 3)	7月	有限責任郡中町信用組合(伊豫信用金庫の前身、現在の郡中支店)発足
1929年(昭 4)	3月	有限責任三津浜信用購買販売利用組合(三津浜信用金庫の前身、現在の三津浜支店)発足
1951年(昭26)	1月	今治市信用組合(今治信用金庫の前身、現在の今治支店)発足
	6月	信用金庫法施行
1969年(昭44)	10月	今治信用金庫と松山信用金庫が合併し、愛媛信用金庫が発足
1970年(昭45)	11月	日本銀行歳入代理店事務取扱い開始
1972年(昭47)	10月	八幡浜信用金庫と合併
1974年(昭49)	4月	本店を松山市二番町の現在地に新築移転
1975年(昭50)	5月	預金オンラインがスタート
1976年(昭51)	10月	為替オンラインがスタート
1977年(昭52)	9月	預金残高1,000億円達成
1978年(昭53)	7月	融資オンラインがスタート
1980年(昭55)	3月	貸出金残高1,000億円達成
1983年(昭58)	6月	国債の窓口販売業務取扱い開始
1985年(昭60)	9月	預金残高2,000億円達成
1990年(平 2)	9月	両替商業務取扱い開始
1991年(平 3)	3月	休日のATM業務取扱い開始
	4月	愛媛県公金収納事務取扱い開始
1992年(平 4)	12月	預金残高3,000億円、貸出金残高2,000億円達成
1993年(平 5)	5月	新オンラインシステム稼動
1994年(平 6)	5月	信託代理業務取扱い開始
1995年(平 7)	2月	第1回懸賞金付定期預金「開運大吉くん」発売
1997年(平 9)	4月	第1回新入社員合同研修を開催
1998年(平10)	12月	証券投資信託窓口販売業務取扱い開始
1999年(平11)	4月	外貨預金取扱い開始
	11月	宝くじ販売業務取扱い開始
2000年(平12)	3月	デビットカードサービス取扱い開始
	10月	伊豫信用金庫と合併、預金残高4,000億円達成
	11月	モバイルバンキング(iモードサービス)取扱い開始
	12月	しんきんゼロネットサービス取扱い開始
		ホームページ開設
2001年(平13)	1月	1月2・3日のATM業務取扱い開始
	4月	保険窓口販売業務取扱い開始
2002年(平14)	2月	確定拠出年金業務取扱い開始
	10月	生命保険の窓口販売業務取扱い開始
2003年(平15)	2月	個人向け国債取扱い開始
2005年(平17)	4月	個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)制定
	5月	信金大阪共同事務センター事業組合のシステムへ移行
	6月	ローンプラザ松山開設
	12月	遺言信託・遺産整理業務・国民年金基金加入勧奨業務取扱い開始
2006年(平18)	4月	新経営理念・私たちの宣言を制定
	10月	三津浜信用金庫と合併、預金残高5,000億円達成
	11月	コーポレートスローガン"「愛」ある街のホームドクター愛媛信用金庫"を制定
2007年(平19)	2月	ICキャッシュカード発行開始
	4月	ATM時間外利用手数料を廃止
	5月	内部管理基本方針制定
	7月	営業地区を愛媛県一円に拡張
		相談プラザ「愛リーコラボ」開設
	12月	医療保険・がん保険取扱い開始
2008年(平20)	1月	元日のATM業務取扱い開始
	2月	初のビジネスマッチングフェア開催
	7月	生体認証機能付ICキャッシュカード発行開始
	12月	反社会的勢力に対する基本方針制定
		環境方針制定
2009年(平21)	1月	愛媛信用金庫研修所開所
	3月	環境マネジメントシステムISO14001認証取得
	6月	利益相反管理方針制定
	10月	しんきん四国ゼロネットサービス取扱い開始
2010年(平22)	1月	金融円滑化基本方針制定
	6月	元気っず倶楽部発足
	7月	個人向けインターネットバンキングサービス取扱い開始
	10月	「当金庫における苦情処理・紛争解決措置等の概要」公表
2011年(平23)	4月	業務継続基本計画(BCP)策定
	6月	投信インターネットサービス取扱い開始
2012年(平24)	1月	持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)へ署名
	2月	大規模地震発生時対応要領及び職員携帯用マニュアル制定
	6月	営業地区を香川県観音寺市、三豊市へ拡張
	9月	預金残高6,000億円達成
	11月	経営革新等支援機関に認定
2013年(平25)	2月	でんさいネットサービス取扱い開始
	4月	外貨普通預金業務・先物為替予約業務取扱い開始
2014年(平26)	12月	外貨建て融資(インパクト・ローン)取扱い開始

業務のご案内

主な事業

1.預金業務
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、非居住者円預金、外貨預金、譲渡性預金等を取り扱っております。

2.貸出業務
(1)貸付…手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。
(2)手形の割引…銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形等の割引を取り扱っております。

3.有価証券投資業務
預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

4.内国為替業務
送金為替、当座振込及び代金取立等を取り扱っております。

5.外国為替業務
輸出、輸入及び外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。

6.附帯業務
(1)代理業務
①日本銀行歳入代理店及び国債代理店業務
②地方公共団体の公金取扱業務
③株式会社日本政策金融公庫、信金中央金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人福祉医療機構、日本銀行、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構、日本酒造組合中央会、一般社団法人しんきん保証基金、一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター、一般財団法人建設業振興基金、一般社団法人全国石油協会、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、公益社団法人全国市街地再開発協会、公益財団法人不動産流通推進センター、西日本建設業保証株式会社、株式会社日本政策投資銀行、株式会社しんきん信託銀行*、株式会社朝日信託*の代理業務
(*代理業務のほか媒介業務も行っております。)
(2)保護預かり及び貸金庫業務
(3)有価証券の貸付
(4)債務の保証
(5)金の取扱い
(6)国債等の引受
(7)国債等公共債及び投資信託の窓口販売
(8)当せん金付証票・スポーツ振興投票券に係る業務
(9)保険業法第275条第1項により行う保険募集
(10)確定拠出年金法により行う業務
(11)高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証業務
(12)電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務
(13)社債等の振替に関する法律により行う短期社債等の取得または譲渡
(14)社債等の振替に関する法律により行う振替業
(15)企業等の合併・買収及び営業譲渡等に関する仲介並びに助言・指導
(16)企業等の経営に関する情報の提供・相談並びに助言・指導
(17)企業等の事務受託業務

主な取扱商品

◆ 預金商品

種類	特色(内容)
総合口座	「貯める(定期預金等)」、「支払う(普通預金)」、「借りる(当座貸越)」のメリットを組み合わせた商品です。カードローンをセットするとますます便利です。
元気っず倶楽部通帳	当金庫で「児童手当」を受け取られるお客さま専用の商品です。
貯蓄預金	ATM・CDでもお預け入れ、お引き出しが可能です。余裕資金の運用に便利です。
決済用普通預金	預金保険制度により全額保護される無利息の預金です。
大口定期預金	1,000万円以上の運用にご利用ください。預入期間も1ヵ月・3ヵ月・6ヵ月・1年・2年・3年・4年・5年、満期日指定方式(1ヵ月超5年未満)と幅広くお選びいただけます。
スーパー定期預金	もっとも身近な定期預金で、預入期間は大口定期預金と同じです。預入期間3年以上の個人のお客さまには(半年)複利型もお選びいただけます。
ATM専用定期預金	ATMをご利用いただいている個人のお客さまを対象とした商品です。また、当金庫に給与振込口座(毎月5万円以上)をお持ちのお客さまを対象とした商品もご用意しています。
インターネット定期預金	当金庫でインターネットバンキングを契約されている個人のお客さま専用の商品です。
懸賞金付定期預金「開運大吉くん」	平成7年より取扱いを開始し、毎回趣向を凝らした懸賞内容でご好評をいただいております。
年金受給者専用定期預金	当金庫で年金をお受取りいただいているお客さまを対象とした商品です。
年金予約定期預金	当金庫で年金受取りのご予約をいただいたお客さま(57歳以上65歳未満で、公的年金の受給をされていない方)を対象とした商品です。
退職金専用定期預金(エイジングニューパワー)	退職金受取りのお客さまを対象とした商品です。預入期間は1ヵ月・3ヵ月・6ヵ月・1年・2年・3年・4年・5年とし、お客さまのニーズ、ライフサイクルにあわせて期間が選択できます。
運転免許自主返納応援定期預金	運転免許を自主返納されたお客さまを対象とした商品です。預入金額300万円以下でご利用いただけます。
財形貯蓄預金	毎月の給料から一定額が天引きされ、無理なく確実に貯められます。財形年金と財形住宅を合わせて元利金550万円まで非課税です。
積立定期預金	6ヵ月から60ヵ月の範囲内で満期日、積立金額、入金日をご自由にお選びいただけます。
スーパー積金	目的に合わせて毎月一定額を積み立てていく商品で、まとまった資金を貯めるのに最適です。期間は1年・2年・3年・4年・5年です。
奥さまやりくり上手	家計を支える主婦の方をはじめ個人のお客さまに、将来に備えた資金を蓄えていただくための商品です。本商品の満期金を定期預金に振り替える場合の専用商品(定期預金「奥さまやりくり上手」「やりくり名人」)もご用意しています。
年金受給者専用プレミアム積金(まごころ)	当金庫で年金をお受け取りいただいているお客さまを対象とした商品です。ご指定いただいた口座から2ヵ月に1回自動振替により一定額を積み立てます。
あんしん学資プラン(しんきん傷害保険付定期積金)	信金中央金庫を保険契約者、定期積金のご契約者を被保険者とする傷害保険をセットした商品です。(保険料の負担は一切ありません。)

業務のご案内

◆ 融資商品

■個人のお客さま向け商品

種　　類	ご利用金額	ご利用目的など	ご返済期間
住宅ローン	8,000万円以内	住宅の新築、中古住宅・マンションの購入、住宅用土地の購入資金などにご利用いただけます。	35年以内
長期固定金利住宅ローン フラット35	100万～ 8,000万円	長期固定化の住宅ローンニーズに対応するため、住宅金融支援機構の証券化事業（民間金融機関の住宅ローン債権の買取）を利用したものです。	15年以上 50年以内
全期間固定金利型住宅ローン （セーフティーファースト）	5,000万円以内	ご返済期間に応じた全期間固定金利がご利用いただけます。	10年1ヵ月以上 35年以内
愛媛信用金庫 ソーラーローン PC	1,000万円以内	太陽光発電設備設置資金、蓄電池設置資金及び設置に伴うリフォーム資金にご利用いただけます。	15年以内
エコリフォームローン PC	1,000万円以内	太陽光発電システム設置資金、太陽熱利用給湯・オール電化・燃料電池システムの購入費用および設置費用などにご利用いただけます。	15年以内
リフォームローン PC	1,000万円以内	住宅のリフォーム費用にご利用いただけます。	15年以内
エコサポートローン （パーソナル）	100万円以内	家庭用生ごみ処理機、節水機器、エコマーク・省エネ性マーク付製品など環境保全に役立つと認められる製品や器械の購入・設置費用などにご利用いただけます。	10年以内
ミニカードローン PC	10万～100万円	お使いみち自由なカードローンで、20歳以上65歳未満の方がご利用いただけます。	1年更新
きゃっするカードローン PC	10万～500万円	電話、ＦＡＸ、インターネット、携帯電話でお申込みいただけます。スピーディーな審査でお応えします。主婦・パートの方もご利用いただけます。	3年更新
シルバーきゃっする カードローン	50万円以内	60歳以上69歳以下で公的年金を受給されている方専用のカードローンです。	3年更新
フリーローンモア Webフリーローンモア PC	500万円以内	お使いみち自由な多目的ローンです。主婦・パートの方にもご利用いただけます（30万円以内）。電話、ＦＡＸ、インターネットでお申込みいただけます。	10年以内
ライフサポートローン	500万円以内	当金庫で住宅ローンまたは住宅金融支援機構をご利用のお客さま（給与所得者）を対象としたローンです。さまざまなライフプランの資金にご利用いただけます。	10年以内
ホームサポート カードローン PC	100万～300万円	住宅ローンを利用されている方専用のカードローンです。	2年更新
教育ローン PC	500万円以内	入学金、授業料などの学校納付金にご利用いただけます。	10年以内
学資ローン	1,000万円以内	入学費用、在学期間中の学費、生活費などにご利用いただけます。	10年以内
教育カードローン PC	300万円以内	教育資金用のカードローンでＡＴＭで自由にご利用いただけます。	5年以内
カーライフローン PC	500万円以内	新車・中古車の購入、車検、修理、免許取得費用などにご利用いただけます。	10年以内
あいしんの子育て応援ローン	100万円以内	出産、子育て、小学校入学準備に必要な資金全般にご利用いただけます。	10年以内

PC インターネットで仮申込ができる商品です。

■法人・個人事業主さま向け商品

種　　類	ご利用金額	ご利用目的など	ご返済期間
あいしん TKC経営者ローン	2,000万円以内	TKC会員税理士事務所と顧問契約を締結している方を対象とした無担保、第三者保証不要のローンです。	5年以内
商工会議所メンバーズ ビジネスローン	3,000万円以内 （あいしん創業・新事業ローン）	商工会議所会員の方を対象としたローンです。「あいしん創業・新事業ローン」は創業・新事業に取り組んでいるお客さまの運転・設備資金に、「あいしん事業者ローンＦ」は当金庫に融資取引のないお客さまに事業に必要な資金を原則無担保でご利用いただけます。	15年以上 50年以内
	300万円以内 （あいしん事業者ローンＦ）		10年1ヵ月以上 35年以内
あいしん法人会・税理士会 コラボレーションローン	3,000万円以内かつ本件を含めた総借入額が直近決算期の年商以内	「法人会会員かつ税理士及び税理士法人関与事業所」または「青色申告会会員」であるお客さまを対象としたローンです。運転資金、設備資金を原則無担保でご利用いただけます。	運転資金5年以内 設備資金7年以内 （措置1年以内）
設備担保信用補完制度 （しんきんＭＥサポート）	5,000万円以内 （リース会社の査定による対象物件査定価格が上限）	新規または既存の設備を担保として、設備資金や運転資金でご利用いただけます。	5年以内 （リース会社の査定による取組み可能期間が上限）
事業者カードローン	当金庫有担保型1億円以内 保証協会保証型2,000万円以内	運転資金、設備資金をカード1枚ですばやくご利用いただける便利なローンです。	1年更新 2年更新
あいしん農業従事者 カードローン	100万～500万円	当金庫の営業地区内で農業（兼業可）を営んでいる方を対象としたローンです。	1年更新
あいしん エコサポートローン	1億円以内	低公害車購入や公害防止施設・環境保全施設等の建設資金など、環境保全に関する資金にご利用いただけます。また、環境保全の取組みについて第三者から認定・認証を受けているお客さまについては運転資金、設備資金にもご利用いただけます。	運転資金5年以内 設備資金10年以内
あいしん子育て応援 事業者ローン	1億円以内	従業員用の「事業内保育施設」や「事業内託児所」等の建設資金にご利用いただけます。また、愛媛県が実施する「えひめ子育て応援企業」の認定を受けたお客さまの運転資金、設備資金にもご利用いただけます。	運転資金5年以内 設備資金10年以内
あいしんご近所事業者 応援融資	運転資金 300万円以内 設備資金 500万円以内	小規模で事業を営んでいるお客さまを対象としたローンです。「目利き能力」を活かした融資審査を行います。	運転資金5年以内 設備資金10年以内
創業応援ローン	500万円以内	6ヵ月以内に創業を予定している方、創業後3年以内の法人・個人事業主の方を対象としたローンです。	運転資金7年以内 設備資金10年以内

◆ 保険商品

保険種類			商　品　名	引受保険会社
生命保険商品	定額個人年金保険		しんきんらいふ年金ＦＳ〈一時払型・積立型〉	フコクしんらい生命保険株式会社
			マイドリームプラス（しんきんらいふ年金Ｎ）〈一時払型〉	日本生命保険相互会社
			5年ごと利差配当付個人年金保険（無選択加入特則付加） みらい応援歌〈積立型〉	東京海上日動あんしん生命保険株式会社
			三大陸〈一時払型〉	メットライフ生命保険株式会社
	定額個人年金保険（外貨建）		三大陸〈一時払型〉	メットライフ生命保険株式会社
	一時払終身保険		しんきんらいふ終身ＦＳ	フコクしんらい生命保険株式会社
			ふるはーとSアドバンス（しんきんらいふ終身S）	住友生命保険相互会社
			ふるはーとWステップ（しんきんらいふ終身S）	住友生命保険相互会社
			予定利率変動型一時払逓増終身保険 夢のかたちプラス（しんきんらいふ終身Ｎ）	日本生命保険相互会社
	一時払終身保険（外貨建）		円建終身移行特約付通貨選択利率更改型終身保険 しあわせ、ずっと	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
			ピーウィズユー	メットライフ生命保険株式会社
	平準払終身保険		WAYS	アメリカンファミリー生命保険会社
			&ＬＩＦＥ　積立利率変動型終身保険	三井住友海上あいおい生命保険株式会社
			ふるはーとＦ	住友生命保険相互会社
	学資保険		アフラックの夢みるこどもの学資保険	アメリカンファミリー生命保険会社
			ハローキティの学資保険	フコクしんらい生命保険株式会社
	定期保険		がん保険金付定期保険	フコクしんらい生命保険株式会社
	収入保障保険		家族のお守り	損保ジャパン日本興和ひまわり生命保険株式会社
	医療保険	がん保険	新　生きるためのがん保険Days	アメリカンファミリー生命保険会社
			がん治療支援保険ｎｅｏ	東京海上日動あんしん生命保険株式会社
			ガードエックス	メットライフ生命保険株式会社
		医療保険	ちゃんと応える医療保険ＥＶＥＲ	アメリカンファミリー生命保険会社
			&ＬＩＦＥ　新医療保険A（エース）	三井住友海上あいおい生命保険株式会社
			フェミニーヌｎｅｏ（女性専用の医療保険）	損保ジャパン日本興和ひまわり生命保険株式会社
			メディフィットA（エース）	メディケア生命保険株式会社
			メディカルKit R（キットアール）	東京海上日動あんしん生命保険株式会社
			もっとやさしいＥＶＥＲ（引受基準緩和型医療保険）	アメリカンファミリー生命保険会社
			メディフィットRe（リーフ）（限定告知型医療終身保険）	メディケア生命保険株式会社
損害保険商品	住宅ローン関連の 長期火災保険		しんきんグッドすまいる 金融機関向け個人用火災総合保険「安心あっとホーム」	（幹事）共栄火災海上保険株式会社 （非幹事）損害保険ジャパン日本興亜株式会社 東京海上日動火災保険株式会社 三井住友海上火災保険株式会社
	債務返済支援保険		しんきんグッドサポート 債務返済支援特約付帯団体長期障害所得補償保険	（幹事）共栄火災海上保険株式会社 （非幹事）損害保険ジャパン日本興亜株式会社
			しんきんグッドサポート ８大疾病補償付債務返済支援保険	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
	積立傷害保険		しんきんメンバーズ保険“セーフティ”Ｔ	東京海上日動火災保険株式会社
			しんきんメンバーズ保険“セーフティ”ＳＪＮＫ	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
	普通傷害保険		シニアクラブ（年金受給者専用）	共栄火災海上保険株式会社
	標準傷害保険		しんきんの傷害保険	共栄火災海上保険株式会社

保険商品の概要につきましては、お近くの営業店、相談プラザへお問い合わせください。

保険募集指針（抜粋）

当金庫は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
  万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当金庫は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについて適切な説明を行います。
- 当金庫は、取扱い保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当金庫は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。なお、ご相談内容によりましては、引受保険会社所定の連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくことがございます。
- 当金庫は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客さまから寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

※保険募集指針全文については、当金庫ホームページに掲載しています。

業務のご案内

◆ 投資信託商品

	ファンド名	委託会社
国内債券型	ニッセイ日本インカムオープン〔愛称：Jボンド〕	ニッセイアセットマネジメント
	ニッセイ日本インカムオープン（年1回決算型）〔愛称：Jボンド（年1回決算型）〕	ニッセイアセットマネジメント
	しんきん公共債ファンド〔愛称：ハロー・インカム〕	しんきんアセットマネジメント投信
海外債券型	グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）	国際投信投資顧問
	グローバル・ソブリン・オープン（資産成長型）〔愛称：グロソブN〕	国際投信投資顧問
	ニッセイ／パトナム・インカムオープン	ニッセイアセットマネジメント
	ＤＩＡＭ高格付インカム・オープン（毎月決算コース）〔愛称：ハッピークローバー〕	ＤＩＡＭアセットマネジメント
	ＤＩＡＭ高格付インカム・オープン（1年決算コース）〔愛称：ハッピークローバー1年〕	ＤＩＡＭアセットマネジメント
	世界のサイフ	日興アセットマネジメント
	ＤＩＡＭ高格付外債ファンド〔愛称：トリプルエース〕	ＤＩＡＭアセットマネジメント
	ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（毎月分配型）〔愛称：杏の実〕	大和証券投資信託委託
	ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（年1回決算型）〔愛称：杏の実（年1回決算型）〕	大和証券投資信託委託
	ニッセイ高金利国債券ファンド〔愛称：スリーポイント〕	ニッセイアセットマネジメント
	ピムコ世界債券戦略ファンド（年1回決算型）Dコース（為替ヘッジなし）	ニッセイアセットマネジメント
国内株式型	ニッセイ日本勝ち組ファンド（3ヵ月決算型）	ニッセイアセットマネジメント
	しんきん好配当利回り株ファンド（3ヵ月決算型）〔愛称：四季絵巻〕	しんきんアセットマネジメント投信
	しんきんインデックスファンド225	しんきんアセットマネジメント投信
	日経225リスクコントロールオープン	ＤＩＡＭアセットマネジメント
	しんきんＪＰＸ日経400オープン	しんきんアセットマネジメント投信
海外株式型	しんきん世界好配当利回り株ファンド（毎月決算型）	しんきんアセットマネジメント投信
	三井住友・ニュー・チャイナ・ファンド	三井住友アセットマネジメント
	ＧＳ ＢＲＩＣｓ株式ファンド	ゴールドマン・サックス・アセットマネジメント
	しんきんアジアＥＴＦ株式ファンド〔愛称：情熱アジア大陸〕	しんきんアセットマネジメント投信
	三井住友・ＮＹダウ・ジョーンズ・インデックスファンド（為替ヘッジ型）〔愛称：ＮＹドリーム〕	三井住友アセットマネジメント
	三井住友・ＮＹダウ・ジョーンズ・インデックスファンド（為替ノーヘッジ型）〔愛称：ＮＹドリーム〕	三井住友アセットマネジメント
バランス型	しんきん3資産ファンド（毎月決算型）	しんきんアセットマネジメント投信
	しんきんグローバル6資産ファンド（毎月決算型）	しんきんアセットマネジメント投信
	しんきん世界アロケーションファンド	しんきんアセットマネジメント投信
	ダイワ資産分散インカムオープン（奇数月決算型）〔愛称：Ｄ・51デゴイチ〕	大和証券投資信託委託
	ＤＩＡＭ世界3資産オープン（毎月決算型）〔愛称：ハッピーハーモニー〕	ＤＩＡＭアセットマネジメント
ＲＥＩＴ	しんきんＪリートオープン（毎月決算型）	しんきんアセットマネジメント投信
	しんきんＪリートオープン（1年決算型）	しんきんアセットマネジメント投信
	三井住友・グローバル・リート・オープン〔愛称：世界の大家さん〕	三井住友アセットマネジメント
	三井住友・グローバル・リート・オープン（1年決算型）〔愛称：世界の大家さん（1年決算型）〕	三井住友アセットマネジメント
	新光ＵＳ-ＲＥＩＴオープン（年1回決算型）〔愛称：ゼウスⅡ（年1回決算型）〕	新光投信

投資信託をお申込みの際には、必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。詳細につきましては、お近くの営業店、相談プラザへお問い合わせください。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてのご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

（注）当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の『企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務』および『個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更』に関しても本勧誘方針を準用いたします。

各種サービス

キャッシュサービス（ATM・CD）

当金庫のＡＴＭでのお預け入れ、お引き出し、お振込、通帳記入、残高照会のほか、全国の信用金庫及び提携金融機関のＡＴＭで入出金ができます。

インターネットバンキング

パソコンからインターネットを通じてお振込や残高照会、税金・各種料金の収納サービスなどがご利用いただけます。個人のお客さまは携帯電話（スマートフォンを含む）からもご利用いただけます。

詳しくは P.33

保管サービス

■貸金庫・保護預かり

重要書類・貴重品など大切な財産を盗難や火災からお守りします。

■夜間金庫

当日の売上代金等を夜間・休日にお預かりし、翌営業日に預金口座へ入金いたします。

種　類		特　色　（内　容）
為替業務	内　国　為　替	全国の金融機関とオンラインで結び、迅速・正確・安全にご送金・お振込・代金取立などを行います。
	外　国　為　替	輸出入取引・外国送金・外貨預金などを取り扱っています。
	両　替	外貨の買取・売却等をいたします。
給与振込・年金自動受取		毎月のお給料やボーナス、お受取りになる年金をご指定の預金口座に直接入金いたします。
自　動　振　替		公共料金・税金・保険料などをご指定の預金口座から自動的にお支払いたします。
デビットカードサービス		デビットカード取扱加盟店で商品等をご購入される際に、当金庫のキャッシュカードを利用して口座から直接引き落とすことで代金を支払うことができるサービスです。
しんきん電子マネーチャージサービス（楽天Edy）		携帯電話やスマートフォンでアプリを操作することで、お客さまの預金口座から資金を引き落として「おサイフケータイ®」に電子マネー（楽天Edy）をチャージ（入金）できるサービスです。
Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス		Pay-easy（ペイジー）口座振替受付マークのついた端末が設置されている企業の受付窓口にキャッシュカードを提示するだけで、口座振替の手続きができるサービスです。
でんさいネットサービス		手形・振込に代わる新たな決済手段である電子記録債権「でんさい」をご利用いただけます。
ファームバンキング	アンサー照会・通知サービス	毎日の預金残高、お取引明細などのお知らせと、お客さまからの照会をお受けします。
	アンサー振込・振替サービス	あらかじめ登録された口座への振込・振替を行うことができます。
	パソコンサービス	パソコンや専用端末から総合振込・給与振込・口座振替のデータ伝送サービスをご利用いただけます。
テレホンバンキングサービス		当日残高・支払可能残高、2ヵ月以内の最新10取引の入出金明細の照会ができます。また、通帳・証書・キャッシュカード及び印鑑などの紛失・盗難の際に支払停止、利用停止などのお手続きをいたします。
資 金 証 券 業 務		公共債及び投資信託の窓口販売業務を行っています。
投信インターネットサービス（個人向け）		インターネットを利用して投信の購入・売却申込み、積立投信（定時定額）の新規・変更申込み、残高・取引照会、資産管理などのサービスをご利用いただけます。
保　険　業　務		お客さまのニーズにお応えするため、さまざまな保険商品を取り扱っています。
信託契約代理業務		しんきん信託銀行の土地信託、公益信託、特定贈与信託業務の代理をいたします。
確定拠出年金業務		運営管理機関として確定拠出年金業務を取り扱っています。詳細については、信金中央金庫の確定拠出年金インフォメーションサービス（http://www.dcnavi.jp/shinkin/）をご覧ください。
メールオーダーサービス		総合口座、住所変更、カードローンなどを郵送でお申込みいただけます。
代金回収サービス（E-NET）		法人や個人事業主のお客さまから委託された代金を口座振替を利用して回収いたします。
あいしんコンビニ収納サービス		当金庫のお客さまの売上代金の回収をコンビニエンスストアで24時間365日行うことができるサービスです。

業務のご案内

主な手数料

（平成27年7月25日現在）
単位：円（消費税込）

◆ 為替手数料

■振込手数料（1件につき）

		金額	
		3万円未満	3万円以上
窓口利用の場合	他金融機関宛（注1）	648	864
	本支店宛	324	540
	同一店内振込（注2）	108	324
ＡＴＭ利用の場合	他金融機関宛（注1）	324	432
視覚障がい等の理由により ＡＴＭ利用が困難なお客さまの窓口利用の場合	本支店宛	無　料	
自動振込（ＡＴＭ利用の場合の手数料に上乗せ）		108	
給与振込	他金融機関宛	216	
	本支店宛	無　料	

（注）1．窓口利用の場合、電信扱、文書扱とも同額です。
2．同一店内振込手数料とは、お客さまが振込を依頼した店舗に受取人の口座がある場合にかかる手数料です。ただし、依頼人と受取人が同一の場合は無料です。
3．ファームバンキング、インターネットバンキングをご利用の場合は、ＡＴＭ利用の場合と同様の手数料がかかります。
4．義援金振込については無料です。

■代金取立手数料

		金　額
他金融機関宛	至急扱	864
	普通扱	648
本支店宛		432
同地手形（割引、譲渡担保手形のみ）		216

◆ 手形・小切手用紙交付手数料

		金　額
マル専口座取扱手数料	1通	3,240
マル専手形用紙代	1枚	540
約束手形・為替手形交付料（注）	1冊	1,080
小切手用紙交付料（注）	1冊	864

（注）1冊50枚綴り。複数冊の場合は冊数を乗じて計算します。

◆ 発行手数料

		金　額
自己宛小切手発行手数料	1枚	540
残高証明書発行手数料	1通	324
通帳・証書・カード再発行手数料	1件	1,080
出資証券再発行手数料	1件	1,080
融資証明書発行手数料	1通	1,080
借入金利息証明書発行手数料	1通	324
返済予定明細表の再発行手数料	1件	216
住宅取得資金に係る借入金残高証明書継続発行手数料	1件	1,080

（注）義援金取扱先に発行する各種証明書は無料です。

◆ 貸金庫使用料（年額）

種　類	サイズ（容量）	金　額
Ａ型	12,500cm³未満	5,400
Ｂ型	12,500cm³以上 20,000cm³未満	6,480
Ｃ型	20,000cm³以上 30,000cm³未満	8,100
Ｄ型	30,000cm³以上 40,000cm³未満	10,800
全自動Ａ型	12,500cm³未満	12,960
全自動Ｂ型	7,500cm³未満	7,714

◆ 夜間金庫使用手数料

		金　額
夜間金庫基本料	月額	2,160
夜間金庫専用入金帳	1冊	2,160

◆ インターネットバンキング手数料

			金　額
法人・個人事業主向け		月額基本料	2,160
電子証明書発行手数料			無　料
個人向け		月額基本料	無　料
ワンタイムパスワード	ハードウェアトークン発行手数料		864
	月額利用料		37

■その他の手数料

		金　額
振込の組戻料	1件	648
取立手形組戻料	1通	648
不渡手形返却料	1通	648
取立手形店頭呈示料	1通	648
同地内入金手形・小切手に係る「不渡手形返却」「依頼返却」	1通	648

◆ 融資業務手数料

			金　額
不動産担保取扱手数料			
	債権譲渡の場合	1件	10,800
	一部抹消の場合	1件	10,800
不動産担保調査取扱手数料			
	設定金額5千万円未満		10,800
	設定金額5千万円以上1億円未満		21,600
	設定金額1億円以上		43,200
担保物件の差替及び追加設定手数料			10,800
個人ローン全般、繰上返済等手数料			
	全部繰上返済	1件	5,400
	一部繰上返済	1件	5,400
	返済条件の変更	1件	5,400
	住宅ローン・リフォームローン・愛媛信用金庫ソーラーローン金利種類変更手数料（変動 ⇆ 固定）		貸出残高×3/1,000＋消費税 上限108,000 下限　32,400
	（変動 ⇆ 変動、固定 ⇆ 固定）		5,400
住宅ローン事務手数料			32,400
自己が居住する目的外で不動産を取得する貸出金の固定金利期間中の繰上返済手数料	10百万円未満	一部	5,400
		全部	108,000
	10百万円以上50百万円未満	一部	5,400
		全部	270,000
	50百万円以上	一部	5,400
		全部	540,000
長期固定金利住宅ローン フラット35取扱手数料（定額型） フラット50取扱手数料（定額型）			54,000
フラット35取扱手数料（定率型）			融資額×2.16%

◆ 両替手数料

両替枚数	金　額
1枚～100枚	無　料
101枚～1,000枚	324
1,001枚以上（1,000枚ごとに加算）	324

ホームページ

当金庫のホームページは、お客さまにとって必要な情報や取扱商品・サービスについてわかりやすく掲載しています。

愛媛信用金庫ホームページURL ▶▶ http://www.shinkin.co.jp/ehime/　愛媛信用金庫　検索

❶メインメニュー
個人のお客さま、法人のお客さまごとに、目的に合わせたページをお選びいただけます。
店舗や商品の詳細な情報や、年金相談会のスケジュールも掲載しています。

❷トピックス
現在おすすめの商品や、当金庫の取組みについてご案内しています。

❸インターネットサービス
各サービスおよびお申込み画面にお進みいただけます。
・インターネットバンキング（個人・法人）
・投信インターネットサービス
・でんさいネット（しんきん電子記録債権システム）
・インターネットで申込み可能なローン商品のお申込み手続き

❹お知らせ
当金庫からお客さまにお知らせしたいことを「重要なお知らせ」に掲載しています。

❺インターネットバンキング専用無料セキュリティソフト「Rapport（ラポート）」のご案内

コンピュータウィルスを用いてインターネットバンキングを悪用した不正送金事件が増加しています。
当金庫では、インターネットバンキング専用のウィルスに対応した無料のセキュリティソフト「Rapport（ラポート）」※の使用をおすすめしています。

※「Rapport」はIBM社が提供するソフトです。

このアイコンからダウンロードページにお進みいただけます。

営業エリアのご案内

地域経済の持続的発展を目指して、
地域を限定し、地縁・人縁を大切にして活動しています。

中予

文化・商業の街である県都・松山を中心に、観光産業が盛んです。
四国四大まつりのひとつである松山まつりは2015年で第50回を迎えました。
野球拳おどり企業連の部には「愛媛信用金庫連」も毎年参加し、松山の夏を盛り上げています。

松山市中心部

11	本店営業部	26	平井支店
12	城東支店	27	斉院支店
13	松山本町支店	41	土居田支店
14	立花支店	42	宮西支店
15	道後支店	43	朝生田支店
16	土橋支店※	46	垣生支店
17	東環状束本支店	47	溝辺支店
18	久米支店	48	雄郡支店
20	潮見支店	49	和泉支店
21	余戸支店	52	三津浜支店
22	湊町支店	53	住吉支店※
23	中央通支店	54	味生支店
25	石井支店	56	きし支店

※平成27年10月19日をもちまして、土橋支店は雄郡支店へ、住吉支店は三津浜支店へ統合します。

東予

造船業や鉄工業、製紙業など中四国有数の工業地帯が広がっています。
標高1,982mの石鎚山は西日本最高峰であり、多くの高山性植物が生息する自然の宝庫です。
2015年には国定公園指定60周年を迎えました。

南予

温暖な気候風土と自然に恵まれ、柑橘類の栽培を中心に農林水産業が盛んです。
大洲市肱川の夏の風物詩「鵜飼」は、日本三大鵜飼のひとつ。鵜匠の巧みな手綱さばきを一目見ようと屋形船は多くの見物客で賑わいます。

今治市中心部

30	今治支店	33	鳥生支店
31	本町支店	35	喜田村支店
32	常盤町支店	37	今治立花支店

インフォメーション

店舗

（平成27年7月25日現在）

金融機関コード：1860

支店コード	店　名	所　在　地	電話番号	ATM営業時間 平日	ATM営業時間 土・日・祝日	取扱サービス
11	本店営業部	松山市二番町4丁目2番地11	089-946-1122	8:00～21:00	8:45～21:00	通帳 貸
12	城東支店	松山市勝山町2丁目20番地３	089-945-1234	8:45～19:00	8:45～17:00	通帳 貸
13	松山本町支店	松山市本町5丁目1番地10	089-925-1211	8:45～21:00	8:45～21:00	通帳 貸 宝くじ
14	立花支店	松山市祇園町5番18号	089-932-2111	8:45～19:00	8:45～17:00	通帳
15	道後支店	松山市道後湯之町3番10号	089-931-7188	8:45～19:00	8:45～17:00	通帳 宝くじ
16	土橋支店※	松山市湊町7丁目2番地1	089-931-6266	8:45～19:00	8:45～17:00	通帳
17	東環状東本支店	松山市束本1丁目8番22号	089-946-3711	8:45～19:00	8:45～19:00	通帳 貸 相 宝くじ
18	久米支店	松山市南久米町312番1	089-975-2007	8:45～19:00	8:45～17:00	通帳
20	潮見支店	松山市鴨川1丁目6番33号	089-922-1838	8:45～19:00	8:45～17:00	通帳 貸
21	余戸支店	松山市余戸中5丁目1番7号	089-971-2141	8:45～19:00	8:45～17:00	通帳
22	湊町支店	松山市湊町4丁目5番地12	089-921-5181	8:00～21:00	8:45～21:00	通帳 貸 相
23	中央通支店	松山市久万ノ台1245番地1	089-924-4111	8:45～19:00	8:45～17:00	通帳 宝くじ
25	石井支店	松山市東石井5丁目1番28号	089-957-1515	8:45～19:00	8:45～17:00	通帳 貸 宝くじ
26	平井支店	松山市平井町1396番地5	089-976-1111	8:45～19:00	8:45～17:00	通帳
27	斉院支店	松山市南斎院町57番地1	089-973-2811	8:45～19:00	8:45～17:00	通帳 宝くじ
41	土居田支店	松山市土居田町54番3	089-945-1711	8:45～19:00	8:45～17:00	通帳
42	宮西支店	松山市宮西1丁目3番33号	089-923-1151	8:45～19:00	8:45～17:00	通帳
43	朝生田支店	松山市朝生田町2丁目4番5号	089-933-6555	8:45～19:00	8:45～17:00	通帳 貸 宝くじ
46	垣生支店	松山市西垣生町372番地1	089-974-3866	8:45～19:00	8:45～17:00	通帳 貸
47	溝辺支店	松山市溝辺町甲272番地3	089-977-8811	8:45～19:00	8:45～17:00	貸
48	雄郡支店	松山市藤原2丁目4番50号	089-946-3443	8:45～21:00	8:45～21:00	通帳 貸 相 宝くじ
49	和泉支店	松山市和泉南5丁目2番27号	089-957-7771	8:45～19:00	8:45～17:00	通帳
52	三津浜支店	松山市古三津1丁目29番17号	089-951-0178	8:45～19:00	8:45～17:00	通帳 貸
53	住吉支店※	松山市住吉2丁目8番11号	089-951-0125	8:45～19:00	8:45～17:00	貸
54	味生支店	松山市別府町497番地3	089-951-3333	8:45～19:00	8:45～17:00	
55	北条支店	松山市北条辻1203番地1	089-992-0010	8:45～19:00	8:45～17:00	通帳 宝くじ
56	きし支店	松山市来住町1440番地1	089-905-1777	8:45～19:00	8:45～17:00	通帳 貸 宝くじ
19	砥部支店	伊予郡砥部町高尾田50番	089-957-1122	8:45～19:00	8:45～17:00	
45	とべ中央支店	伊予郡砥部町宮内甲862番地	089-962-6615	8:45～19:00	8:45～17:00	通帳 貸
67	松前支店	伊予郡松前町大字浜743番地1	089-984-1061	駐車場のATM(松前出張所)をご利用ください		宝くじ
68	エミフルMASAKI支店	伊予郡松前町大字筒井850番地	089-961-7337	9:00～19:00	9:00～18:00	通帳 貸 相
24	横河原支店	東温市横河原字桟敷195番3	089-964-8111	8:45～19:00	8:45～17:00	通帳 貸
44	川内支店	東温市南方617番地1	089-966-6733	8:45～19:00	8:45～17:00	貸 宝くじ
50	久万支店	上浮穴郡久万高原町久万145番地	0892-21-1240	8:45～19:00	8:45～17:00	宝くじ
62	港南支店	伊予市上吾川9番地1	089-983-1333	8:45～19:00	8:45～17:00	貸
66	郡中支店	伊予市灘町159番地	089-982-0204	8:45～19:00	8:45～17:00	宝くじ
30	今治支店	今治市常盤町4丁目1番地15	0898-32-4510	8:00～21:00	8:45～21:00	通帳 貸
31	本町支店	今治市本町3丁目2番地28	0898-32-0760	8:45～19:00	8:45～17:00	通帳
32	常盤町支店	今治市常盤町6丁目6番8号	0898-23-3819	8:45～19:00	8:45～17:00	通帳 宝くじ
33	鳥生支店	今治市南鳥生町2丁目3番59号	0898-32-4511	8:45～19:00	8:45～17:00	通帳
34	波止浜支店	今治市波止浜1丁目1番1号	0898-41-8117	8:45～19:00	8:45～17:00	通帳
35	喜田村支店	今治市拝志3番5号	0898-47-3838	8:45～19:00	8:45～17:00	通帳
37	今治立花支店	今治市立花町2丁目7番18号	0898-24-2828	8:45～19:00	8:45～17:00	通帳
60	菊間支店	今治市菊間町浜467番地	0898-54-3500	8:45～18:00	8:45～17:00(注)	通帳 貸
61	大西支店	今治市大西町新町甲754番地2	0898-53-2007	8:45～19:00	8:45～17:00	通帳 貸
70	壬生川支店	西条市三津屋南2番21	0898-64-2252	8:45～19:00	8:45～17:00	通帳 貸
71	丹原支店	西条市丹原町池田1775番地9	0898-68-7049	8:45～19:00	8:45～17:00	通帳 貸 宝くじ
72	西条支店	西条市喜多川382番地1	0897-55-3828	8:45～19:00	8:45～17:00	通帳 貸 宝くじ
73	新居浜支店	新居浜市一宮町2丁目1番43号	0897-31-1555	8:45～19:00	8:45～17:00	通帳 貸 宝くじ
74	中萩支店	新居浜市本郷2丁目6番11号	0897-66-1511	8:45～19:00	8:45～17:00	通帳 貸
75	三島支店	四国中央市中曽根町503番地15	0896-28-1177	8:45～19:00	8:45～17:00	通帳 貸
76	川之江支店	四国中央市金生町下分973番地1	0896-58-1133	8:45～19:00	8:45～17:00	通帳 貸
80	八幡浜支店	八幡浜市北浜1丁目436番地1	0894-22-3011	8:00～21:00	8:45～21:00	通帳 貸 宝くじ
81	江戸岡支店	八幡浜市江戸岡1丁目4番8号	0894-24-2811	8:45～19:00	8:45～17:00	通帳 宝くじ
84	大洲支店	大洲市中村553番地の3	0893-24-3151	8:45～19:00	8:45～17:00	通帳
85	野村支店	西予市野村町野村12号491番地	0894-72-0057	8:45～19:00	8:45～17:00	通帳 宝くじ

通帳 通帳繰越機能付ATM　相 休日相談窓口　貸 貸金庫（貸は全自動）　宝くじ 宝くじ業務

（注）菊間支店のATMは日曜日・祝日は稼動しておりません。

※平成27年10月19日をもちまして、土橋支店は雄郡支店へ、住吉支店は三津浜支店へ統合します。（土橋支店、住吉支店の窓口営業は10月16日をもって終了させていただきます。）

◆ 休日相談窓口

お客さまの利便性向上のため、平日の時間外や土曜日、日曜日、祝日も一部店舗及び相談プラザでご相談を受け付けています。

東環状東本支店 ローンプラザ松山

〈取扱業務〉
- 個人ローン受付業務

営業時間　10:00～18:00（土日祝は17:00）
0120-112-804

エミフルMASAKI支店

〈取扱業務〉
- 資産運用相談業務
- 個人ローン受付業務
- 口座開設業務

営業時間　9:00～19:00（土日祝は18:00）
TEL. 089-961-7337

雄郡支店

〈取扱業務〉
- 資産運用相談業務
- 個人ローン受付業務
- 金融円滑化相談業務

営業時間　9:00～15:00（土日祝は17:00）
TEL.089-946-3443

湊町支店 愛リーコラボ

〈取扱業務〉
- 資産運用相談業務
- 個人ローン受付業務

営業時間　10:00～18:00
0120-065-171

※休業日等については、各支店及び当金庫ホームページでご確認ください。

窓口に耳マーク表示板を設置しています

聴覚に不安のあるお客さまに対し、コミュニケーションをサポートするツールとして、「耳マーク表示板」を全営業店の窓口に設置しました。（平成27年6月3日）

本マークを指し示していただく等のお申し出により、筆談等でご用件を承ります。

耳マーク

耳マークは、耳の不自由な方が自己表示する場合や耳の不自由な方へのコミュニケーション援助を明示する場合に使用することを目的に考案されました。

インフォメーション

店舗外キャッシュコーナー

（平成27年7月25日現在）

店　名	営業時間 平日	土	日・祝	ATM機能
三越松山店	8:45～19:00	○	○	点・音 通帳
中予地方局共同	9:00～18:00	―	―	共同
テクノプラザ愛媛共同	8:45～18:00	○※	―	共同
松山市役所	8:15～18:00	―	―	点・音 通帳
アイテムえひめ共同	8:45～18:00	○	○	共同
県立中央病院共同	8:45～19:00	○	○	共同
松山市役所本庁共同	8:45～18:00	○※	―	共同
松山市役所第四別館共同	8:45～18:00	○※	―	共同
愛媛県本庁共同	8:45～18:00	―	―	共同
大街道	8:00～21:00	○	○	点・音 通帳
松山大学	8:45～18:00	○	―	点・音 通帳
愛媛大学	8:45～18:00	○	―	点・音 通帳
松山赤十字病院	9:00～18:00	○※	―	点・音 通帳
松山若草合同庁舎共同	8:45～18:00	―	―	共同
フジ姫原店	8:45～21:00	○	○	点・音 通帳
イオン松山店	8:45～21:00	○	○	点・音
フジ道後店	9:00～21:00	○	○	点・音 通帳
松山市総合コミュニティセンター共同	8:45～18:00	○※	―	共同
いよてつ髙島屋	8:45～19:00	○	○	点・音
いよてつ松山市駅	8:00～21:00	○	○	点・音
松山市民病院共同	8:45～19:00	○	○	共同
フジ松末店	8:45～21:00	○	○	点・音 通帳
サニーマート東本店	9:00～21:00	○	○	点・音 通帳
スーパーABC久米店共同	8:45～18:00	○※	―	共同
サニーマート松山久米店	8:45～21:00	○	○	点・音 通帳
フジ和気店	8:45～21:00	○	○	点・音 通帳
マックスバリュ平田店	8:45～21:00	○	○	点・音 通帳
フジ安城寺店	8:45～21:00	○	○	点・音 通帳
フジ・ZY余戸店	8:45～21:00	○	○	点・音 通帳
マルヨシセンター余戸店	8:45～21:00	○	○	点・音 通帳
松山銀天街	8:00～21:00	○	○	点・音 通帳
パルティ・フジ衣山SC	8:45～21:00	○	○	点・音 通帳
マックスバリュ久万ノ台店	9:00～21:00	○	○	点・音 通帳
スーパーABC石井店	8:45～21:00	○	○	点・音 通帳
セブンスター石井店	8:45～21:00	○	○	点・音
フジグラン重信（生活館）	8:45～21:00	○	○	点・音
フジグラン重信（食品館）	9:00～21:00	○	○	点・音 通帳
パルティ・フジ平井ＳＣ	8:45～21:00	○	○	点・音 通帳
四国がんセンター共同	8:45～18:00	○	○	共同
ダイキEX重信	8:45～21:00	○	○	点・音 通帳
フジ・ZY高岡店	9:00～21:00	○	○	点・音 通帳
フジ北斎院店	8:45～21:00	○	○	点・音 通帳
フジグラン松山	8:45～21:00	○	○	点・音 通帳
ジョー・プラ	8:45～21:00	○	○	点・音 通帳
フジ垣生店	8:45～21:00	○	○	点・音 通帳
セブンスター垣生店	8:45～21:00	○	○	点・音 通帳
セブンスター石手店	9:00～21:00	○	○	点・音 通帳
フジ藤原店	8:45～21:00	○	○	点・音 通帳
フジ古川店	8:45～21:00	○	○	点・音 通帳
フジ松江店	8:45～21:00	○	○	点・音 通帳
セブンスター別府店	9:00～21:00	○	○	点・音 通帳
松山空港ビル	8:00～19:00	○	○	点・音 通帳
フジ南久米店	8:45～21:00	○	○	点・音 通帳
サニーマート森松店	8:45～21:00	○	○	点・音 通帳

店　名	営業時間 平日	土	日・祝	ATM機能
リバーサイドショッピングセンター	8:45～21:00	○	○	点・音 通帳
フジ砥部店	8:45～21:00	○	○	点・音 通帳
独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター共同	8:45～18:00	○※	―	共同
愛媛大学医学部附属病院	8:45～18:00	○	○	点・音 通帳
東温市役所共同	8:45～19:00	○※	―	共同
レスパス・シティ	8:45～20:00	○	○	点・音 通帳
マルナカ北条店	8:45～21:00	○	○	点・音 通帳
フジ・ZY北条店	8:45～20:00	○	○	点・音 通帳
フジ夏目店	8:45～21:00	○	○	点・音
ダイキ伊予店	8:45～20:00	○	○	点・音 通帳
中山	8:45～18:00	○	―	点・音
フジ伊予店	8:45～21:00	○	○	点・音 通帳
フレッシュバリュー伊予店	8:45～21:00	○	○	点・音 通帳
松前町役場共同	8:45～18:00	―	―	共同
松前	8:45～19:00	○	○	点・音 通帳
エミフルMASAKI ATM	8:45～21:00	○	○	点・音 通帳
今治市医師会市民病院前	8:45～18:00	○	―	点・音 通帳
今治市役所共同	8:45～18:00	―	―	共同
県立今治病院共同	8:45～18:00	○※	―	共同
フジグラン今治	8:45～21:00	○	○	点・音 通帳
東予地方局今治支局共同	8:45～18:00	―	―	共同
フジ今治店	8:45～21:00	○	○	点・音 通帳
イオン今治店	8:45～21:00	○	○	点・音 通帳
マックスバリュ今治阿方店	9:00～21:00	○	○	点・音 通帳
ワールドプラザ	8:45～20:00	○	○	点・音 通帳
大西ショッパーズ	8:45～20:00	○	○	点・音 通帳
西条市東予総合支所共同	8:45～18:00	○※	―	共同
フジ東予店	8:45～21:00	○	○	点・音 通帳
フジグラン西条SC	8:45～21:00	○	○	点・音 通帳
フレスポ西条	8:00～21:00	○	○	点・音 通帳
マックスバリュ西の土居店	8:45～21:00	○	○	点・音 通帳
マルヨシセンター新居浜東店	8:45～21:00	○	○	点・音 通帳
マルナカ新居浜本店	8:45～21:00	○	○	点・音 通帳
フジ新居浜駅前店	8:45～21:00	○	○	点・音 通帳
ダイキ三島店	8:45～20:00	○	○	点・音 通帳
ハローズ三島店	8:00～21:00	○	○	点・音 通帳
ハローズ川之江店	8:00～21:00	○	○	点・音 通帳
市立八幡浜総合病院共同	8:45～18:00	○※	―	共同
八幡浜市役所共同	8:15～18:00	○※	―	点・音 通帳
新町	8:45～18:00	○	○	点・音 通帳
南予地方局八幡浜支局共同	8:45～18:00	―	―	共同
フジグラン北浜	8:45～21:00	○	○	点・音 通帳
フジ八幡浜店	8:45～21:00	○	○	点・音 通帳
大洲市役所共同	8:45～17:00	―	―	共同
アクトピア大洲	8:45～20:00	○	○	点・音 通帳
市立大洲病院共同	8:45～18:00	○	―	共同
愛媛県大洲庁舎共同	8:45～18:00	―	―	共同
マルナカ大洲店	8:45～21:00	○	○	点・音
DCMダイキ大洲店	8:45～20:00	○	○	点・音 通帳

（注）1．土曜日・日曜日・祝日の稼動時間は平日と異なる場合があります。
2．共同設置のATM（八幡浜市役所を除く）では、払戻し・残高照会のみご利用いただけます。
※祝日と重なる土曜日は稼動しておりません。

点・音 視覚障がい者対応（点字・音声案内機能）
通帳 通帳繰越機能　　共同 生体認証機能なし・ゼロネット対象外

◆ 365日ATM入出金手数料が無料！

愛媛信用金庫のキャッシュカードは、当金庫のATMはもちろん、四国内の全ての信用金庫のATMでも入出金手数料が無料です。

（注）1．お振込の場合は、別途振込手数料が必要となります。
2．平日8:45～18:00以外の時間帯に共同設置ATMをご利用の場合は、時間外利用手数料108円が必要となります。

◆ しんきんゼロネットサービス

愛媛信用金庫のキャッシュカードは、全国47都道府県に設置されている信用金庫ATMの入出金手数料が無料です。

しんきんATM ゼロネットサービス

このマークのある全国の信用金庫ATMでご利用いただけます。

【ゼロネットサービスタイム】
平　日　8:45～18:00の入出金
土曜日　9:00～14:00の出金

（注）1．ゼロネットサービスタイム以外の時間帯及び日曜日・祝日に当金庫及び四国内信用金庫以外の信用金庫のATMを利用される場合は、所定の時間外利用手数料が必要となります。
2．一部ご利用いただけない信用金庫ATMがあります。

■ATM・CD利用時間帯及び入出金手数料

（単位：円）

			8:00～8:45	8:45～9:00	9:00～14:00	14:00～17:00	17:00～18:00	18:00～19:00	19:00～21:00
当金庫のカード及び四国内信用金庫のカード	入金出金	平　日			無　料				
		土曜日・日曜日・祝日		無　料					
上記以外の信用金庫のカード	入金出金	平　日	108	無　料				108	
		土曜日		108	無　料		108		
		日曜日・祝日		108					
提携金融機関のカード	出金	平　日	216	108				216	
		土曜日・日曜日・祝日		216					
ゆうちょ銀行のカード	入金	平　日		108				216	
	出金	平　日	216	108				216	
		土曜日		108		216			
		日曜日・祝日		216					

（注）1．当金庫のATM・CDを利用する場合の手数料を記載しています。
2．平日8:45～18:00以外の時間帯に共同設置ATM（八幡浜市役所を除く）をご利用の場合は時間外利用手数料108円が必要となります。
3．提携金融機関によっては、8:00～21:00の入金が可能です。その場合、所定の手数料が必要となります。
4．お振込の場合は、別途振込手数料が必要となります。

特殊詐欺にご注意ください！

振り込め詐欺、還付金詐欺、架空請求詐欺等の特殊詐欺の被害が愛媛県内でも多発しています。

詐欺被害に遭わないために、日頃からご家族で話し合い、事前に「電話での呼び掛け方」や「合言葉」を決めておきましょう。

このような場合は詐欺です!!

- 宅配便やレターパックで現金の送付を依頼される
- 家族の代理人や警察官、金融機関職員を名乗る者が現金や通帳、キャッシュカードを受け取りに来る
- 医療費や税金、保険料の還付手続きをATMで行う
- 身に覚えのない請求書で解約金や違約金を請求される　など

すぐにご家族や警察に相談し、
絶対に現金の郵送や手渡し、振込を行わないでください！

当金庫では、詐欺被害防止のため、ATMコーナーでの携帯電話の使用を原則禁止させていただいております。

インフォメーション

CM制作

地域のみなさまにいつも寄り添い、ともに未来へ歩んでいく信用金庫の姿勢をあたたかみのあるイラストで表現しました。平成27年6月より、銀天街に設置されているストリートビジョン等で放映されています。

ハートで二人三脚編（30秒）

ソーマトロープ編（15秒）

平成26年度トピックス

平成26年	4月	1日	女性職員の制服リニューアル
		7日	地元企業の新入社員合同研修会の開催（18回目）
		23日	第5回「おくさま塾」開講（2月10日修了）
	5月	1日	クールビズ実施（～10月31日）
		20日	サニーマート束本店出張所（店舗外ATM）設置
		27日	松山市と「地域経済の持続的な発展に向けた連携・協力協定」締結
	6月	9日	愛媛県警察「安ちゃん・心ちゃんの事業所」制度参加
		15日	「信用金庫の日」各地での清掃活動等を実施
		17日	第64期通常総代会開催
	9月	8日	今治市と「地域経済の持続的な発展に向けた連携・協力協定」締結
		18日	四国税理士会松山支部と「中小企業支援に関する覚書」締結
		24日	しんきん震災復興応援定期積金「しんきんの絆」（新商品）発売（～2月27日）
			（一社）しんきん保証基金保証付「無担保住宅ローン」（新商品）発売
			リピートローン（無担保住宅関連資金）（新商品）発売
	10月	12日	個人のお客さまのATM1日あたり利用限度額を200万円から100万円に引き下げ
		17日	第6回「若手経営者塾」開講
		24日	松山市と「災害時等の相互協力に関する協定」締結
			愛媛県よろず支援拠点と「業務協力に関する覚書」締結
	11月	1日	ウォームビズ実施（～3月31日）
		17日	自己宛小切手を活用した特殊詐欺被害防止対策開始
			インターネットバンキングにおける専用セキュリティソフト導入
		25日	菊間支店リニューアルオープン
	12月	15日	インパクト・ローン（居住者向け外貨建貸付）取扱い開始
平成27年	1月	5日	第21回懸賞金付定期預金「開運大吉くん」発売（～3月31日）
	2月	27日	5市4町※と「高齢者等の見守りネットワークに関する協定」締結

※八幡浜市、大洲市、伊予市、西予市、東温市、久万高原町、砥部町、内子町、伊方町

資料編 INDEX

財務諸表 …… 42

経営・業務に関する指標 …… 46

預金に関する指標 …… 47

貸出金等に関する指標 …… 47

信用金庫法に基づくリスク管理債権の状況 …… 48

金融再生法に基づく開示債権の状況 …… 49

有価証券等に関する指標 …… 49

報酬体系について …… 51

退職給付会計に関する事項 …… 51

自己資本の充実の状況 …… 52

連結における自己資本の充実の状況 …… 59

財務諸表

◆ 貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額 第64期末 平成26年3月31日現在	金額 第65期末 平成27年3月31日現在
（資産の部）		
現金	4,136	3,742
預け金	103,437	71,114
コールローン	52	462
有価証券	267,641	307,428
国債	48,381	24,132
地方債	97,915	131,979
社債	120,217	149,854
株式	1,023	1,338
その他の証券	102	121
貸出金	280,033	288,187
割引手形	2,840	2,755
手形貸付	25,991	22,400
証書貸付	233,821	247,416
当座貸越	17,379	15,616
外国為替	144	191
外国他店預け	144	191
その他資産	2,873	2,794
未決済為替貸	41	38
信金中金出資金	1,851	1,851
前払費用	6	7
未収収益	756	727
金融派生商品	—	0
その他の資産	218	169
有形固定資産	11,719	11,824
建物	4,343	4,342
土地	6,503	6,491
リース資産	4	2
建設仮勘定	66	77
その他の有形固定資産	801	909
無形固定資産	43	43
ソフトウェア	24	24
その他の無形固定資産	18	18
繰延税金資産	484	—
債務保証見返	2,384	1,980
貸倒引当金	△5,792	△5,433
（うち個別貸倒引当金）	（△4,023）	（△4,106）
資産の部合計	667,158	682,336

（単位：百万円）

科目	金額 第64期末 平成26年3月31日現在	金額 第65期末 平成27年3月31日現在
（負債の部）		
預金積金	604,686	614,109
当座預金	4,970	4,788
普通預金	148,006	158,594
貯蓄預金	1,916	1,937
通知預金	577	1,345
定期預金	419,097	413,756
定期積金	27,531	30,152
その他の預金	2,586	3,534
譲渡性預金	2,470	1,400
借用金	300	500
借入金	300	200
当座借越	—	300
その他負債	2,381	2,391
未決済為替借	52	47
未払費用	1,486	1,380
給付補塡備金	98	138
未払法人税等	292	408
前受収益	137	115
払戻未済金	10	15
払戻未済持分	0	0
職員預り金	76	71
金融派生商品	—	0
リース債務	4	2
資産除去債務	42	42
その他の負債	182	168
賞与引当金	130	130
役員賞与引当金	11	11
退職給付引当金	1,575	1,556
役員退職慰労引当金	93	96
睡眠預金払戻損失引当金	47	44
偶発損失引当金	11	9
その他の引当金	—	1
繰越税金負債	—	1,338
再評価に係る繰延税金負債	738	717
債務保証	2,384	1,980
負債の部合計	614,830	624,287
（純資産の部）		
出資金	1,736	1,731
普通出資金	1,736	1,731
利益剰余金	47,129	48,780
利益準備金	1,735	1,736
その他利益剰余金	45,394	47,043
特別積立金	43,468	45,066
（経営基盤安定化積立金）	（1,500）	（1,500）
（固定資産圧縮積立金）	（130）	（129）
当期未処分剰余金	1,926	1,977
処分未済持分	△9	△4
会員勘定合計	48,856	50,507
その他有価証券評価差額金	2,569	6,699
土地再評価差額金	901	842
評価・換算差額等合計	3,471	7,541
純資産の部合計	52,328	58,049
負債及び純資産の部合計	667,158	682,336

（注）1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、建物、建物附属設備、構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物　15年～50年
その他　3年～20年

4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価格については、零としております。

6. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,408百万円であります。

8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

9. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

10. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
過去勤務費用　その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（1年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異　各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を（それぞれ発生の翌事業年度から）費用処理
また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
① 制度全体の積立状況に関する事項（平成26年3月31日現在）
年金資産の額　1,549,255百万円
年金財政計算上の給付債務の額　1,738,229百万円
差引額　△188,974百万円
② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合　0.2495%
（平成26年3月31日現在）
③ 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高210,459百万円及び別途積立金21,485百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10ヶ月の元利均等償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、特別掛金48百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

13. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

14. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

15. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額779百万円

17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 — 百万円

18. 子会社等の株式又は出資金の総額30百万円

19. 子会社等に対する金銭債権総額 — 百万円

20. 子会社等に対する金銭債務総額178百万円

21. 有形固定資産の減価償却累計額7,775百万円

22. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

23. 貸出金のうち、破綻先債権額は275百万円、延滞債権額は10,441百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

24. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は114百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

25. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,912百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

26. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は12,742百万円であります。
なお、23.から26.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

27. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,755百万円であります。

28. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
定期預金　1,000百万円
担保資産に対応する債務
借用金　200百万円
上記のほか、為替決済、当座借越、歳入代理店等の取引の担保として、有価証券999百万円及び定期預金13,000百万円を差し入れております。

29. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日　平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出しております。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額△3,148百万円

30. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は100百万円であります。

31. 出資1口当たりの純資産額　16,808円99銭

32. 金融商品の状況に関する事項
(1)金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務、お客さまの外国為替取引の一環としてのデリバティブ取引等の金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
(2)金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。
デリバティブ取引には、お客さまの外国為替取引の一環で行っている為替予約取引があります。
(3)金融商品に係るリスク管理体制
① 信用リスクの管理
当金庫は、信用リスク管理方針、貸出規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理の状況については、審査管理部門がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、資金運用部において信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
② 市場リスクの管理
（ⅰ）金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
市場リスク管理方針、リスク管理委員会規程及びALM委員会運営要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、常勤理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行い、定期的に常勤理事会へ報告しております。
日常的には、ALM委員会において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、VaR分析やBPV分析等によりモニタリングを行い、定期的に常勤理事会へ報告しております。
（ⅱ）為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとにカバー取引を行い、為替リスクの軽減を図っております。
（ⅲ）価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤理事会において決定された方針に基づき、資金運用に関する諸規程に従い行われております。
このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
資金運用部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。
これらの情報は資金運用部を通じ、ALM委員会において定期的に報告されております。
（ⅳ）デリバティブ取引
デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、市場リスクの管理方針等に基づき実施されています。
（ⅴ）市場リスクに係る定量的情報
当金庫では、金融商品のうち預け金、有価証券、貸出金、預金および借用金の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、管理しております。
当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間6ヵ月、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、平成27年3月31日現在で当金庫の市場リスク量は、金利リスク量14,885百万円、価格変動リスク量1,080百万円の合計15,965百万円です。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち、貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

33. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預け金	71,114	71,900	785
(2)有価証券	306,792	306,818	26
満期保有目的の債券	1,099	1,125	26
その他有価証券	305,693	305,693	—
(3)貸出金(*1)	288,187		
貸倒引当金(*2)	△5,433		
	282,754	281,863	△890
金融資産計	660,661	660,582	△78
(1)預金積金	614,109	616,030	1,920
(2)譲渡性預金	1,400	1,400	—
(3)借用金	500	505	5
金融負債計	616,009	617,935	1,926
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(0)	(0)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(0)	(0)	—

(*1)貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3)その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で表示しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

自金庫保証付私募債は、残存期間に基づく区分ごとに、新規に私募債を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する記載事項については、34.～35.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利子率を用いております。

(2)譲渡性預金

譲渡性預金については、残存期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3)借用金

借用金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引(為替予約)であり、割引現在価値等により算出した価格によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*)	30
非上場株式(*)	605
合計	635

(*)子会社・子法人等株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
(1)預け金	25,000	7,277	13,500	18,610	4,765	871
(2)有価証券	1,334	1,116	458	766		293,294
満期保有目的の債券	100	999				
その他有価証券	1,234	117	458	766		293,294
(3)貸出金(*)	53,902	27,287	19,646	25,307	18,313	122,578
合計	80,236	35,681	33,604	44,684	23,078	416,744

(*)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものは含めておりません。

(注4)借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
(1)預金積金(*)	338,194	52,453	30,287	12,915	6,655	1,074
(2)譲渡性預金	1,400					
(3)借用金	300	200				
合計	339,894	52,653	30,287	12,915	6,655	1,074

(*)預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

34. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下35.まで同様であります。

満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	1,099	1,125	26
	その他	—	—	—
	小計	1,099	1,125	26
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		1,099	1,125	26

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	674	441	232
	債券	300,119	291,043	9,076
	国債	24,132	23,489	643
	地方債	131,979	128,277	3,702
	短期社債	—	—	—
	社債	144,007	139,276	4,730
	その他	114	77	36
	小計	300,908	291,562	9,345
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	29	32	△3
	債券	4,748	4,828	△80
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	4,748	4,828	△80
	その他	7	7	—
	小計	4,785	4,869	△83
合計		305,693	296,432	9,261

35. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	25	—	2
債券	90,384	824	67
国債	47,880	361	5
地方債	28,957	404	39
短期社債	—	—	—
社債	13,546	58	22
その他	—	—	—
合計	90,410	824	70

36. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、53,867百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが24,663百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

37. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,634百万円
退職給付引当金	430百万円
減価償却超過額	124百万円
その他	245百万円
繰延税金資産小計	2,435百万円
評価性引当額	△1,158百万円
繰延税金資産合計	1,277百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	2,561百万円
固定資産圧縮積立額	49百万円
その他	4百万円
繰延税金負債合計	2,615百万円
繰延税金負債の純額	1,338百万円

38. 企業会計基準第26号「退職給付会計に関する会計基準」(以下、「退職給付会計基準」という。)及び企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する企業会計の適用指針」(以下、「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法について従業員の平均残存勤務年数に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

なお、この変更に伴う影響はありません。

◆ 損益計算書

(単位:千円)

科目	金額 第64期 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	金額 第65期 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
経常収益	**12,686,345**	**11,359,564**
資金運用収益	9,774,002	9,642,531
貸出金利息	7,151,865	6,776,278
預け金利息	671,310	633,116
コールローン利息	339	537
有価証券利息配当金	1,894,900	2,177,025
その他の受入利息	55,586	55,573
役務取引等収益	634,310	644,043
受入為替手数料	214,257	221,728
その他の役務収益	420,053	422,315
その他業務収益	1,383,542	859,972
外国為替売買益	2,750	4,715
国債等債券売却益	1,294,196	824,021
その他の業務収益	86,595	31,235
その他経常収益	894,489	213,017
貸倒引当金戻入益	—	93,784
償却債権取立益	77,629	76,779
株式等売却益	722,627	414
金銭の信託運用益	6,569	—
その他の経常収益	87,663	42,039
経常費用	**10,297,583**	**8,777,358**
資金調達費用	965,386	841,955
預金利息	903,653	775,694
給付補塡備金繰入額	55,011	61,125
譲渡性預金利息	234	280
借用金利息	6,105	4,491
その他の支払利息	381	364
役務取引等費用	854,664	843,403
支払為替手数料	75,871	79,438
その他の役務費用	778,793	763,965
その他業務費用	442,471	68,956
国債等債券売却損	440,457	67,646
その他の業務費用	2,013	1,309
経費	6,921,409	6,858,984
人件費	3,889,995	3,806,020
物件費	2,919,631	2,949,782
税金	111,782	103,181
その他経常費用	1,113,652	164,059
貸倒引当金繰入額	580,815	—
貸出金償却	333,319	101,091
株式等売却損	20,029	2,769
株式等償却	—	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	179,488	60,198
経常利益	**2,388,761**	**2,582,206**
特別利益	**—**	**10**
固定資産処分益	—	10
特別損失	**9,901**	**142,220**
固定資産処分損	9,901	25,471
減損損失	—	116,748
税引前当期純利益	**2,378,860**	**2,439,996**
法人税、住民税及び事業税	**304,035**	**525,474**
法人税等調整額	**392,839**	**218,470**
法人税等合計	**696,875**	**743,945**
当期純利益	**1,681,984**	**1,696,050**
繰越金(当期首残高)	**238,941**	**220,953**
土地再評価差額金取崩額	**3,365**	**58,367**
固定資産圧縮記帳積立金取崩額	**1,765**	**1,810**
当期末処分剰余金	**1,926,057**	**1,977,182**

(注)1.記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2.子会社との取引による収益総額 2,161千円

子会社との取引による費用総額 186,602千円

3.子会社等との取引

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	子会社等との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	あいしんビジネスサービス株式会社	所有直接 100%	当金庫の業務委託	委託手数料	149	—	—
				物品購入等	19	—	—
				不動産賃貸等	1	—	—
子会社	愛媛信友株式会社	所有直接 100%	不動産の賃貸借	不動産賃借等	11	—	11
				不動産賃貸等	1	—	1

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等は、当金庫の一般的な取引条件によっております。

4.出資1口当たり当期純利益金額 489円42銭

5.その他の経常費用には、サービサーへの債権売却損10,588千円を含んでおります。

◆ 剰余金処分計算書

(単位:円)

科目	金額 第64期 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	金額 第65期 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
当期末処分剰余金	**1,926,057,417**	**1,977,182,186**
積立金取崩額	**—**	**5,478,000**
利益準備金限度超過取崩額	—	5,478,000
剰余金処分額	**1,705,104,018**	**1,703,471,628**
利益準備金	1,553,000	—
普通出資に対する配当金	103,551,018	103,471,628
特別積立金	1,600,000,000	1,600,000,000
(その他の特別積立金)	(1,600,000,000)	(1,600,000,000)
繰越金(当期末残高)	**220,953,399**	**279,188,558**

◆ 会計監査について

平成25年度及び26年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

平成26年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成27年6月17日

愛媛信用金庫

理事長 弓山慎也

経営・業務に関する指標

◆ 主要な経営指標の推移

（単位：百万円）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
経常収益	16,463	16,155	14,489	12,686	11,359
経常利益	2,746	2,647	3,138	2,388	2,582
当期純利益	1,522	1,631	1,666	1,681	1,696
出資総額	1,734	1,734	1,735	1,736	1,731
出資総口数（千口）	3,468	3,468	3,470	3,473	3,462
純資産額	43,235	45,521	52,392	52,328	58,049
総資産額	621,741	639,328	661,822	667,158	682,336
預金積金残高	563,327	580,344	600,252	604,686	614,109
貸出金残高	297,642	293,556	286,792	280,033	288,187
有価証券残高	215,939	240,132	266,113	267,641	307,428
単体自己資本比率	18.31%	19.42%	19.83%	20.69%	21.04%
連結自己資本比率	18.39%	19.51%	19.92%	20.78%	21.13%
出資に対する配当金（出資1口当り）：（円）	30	30	30	30	30
役員数（人）	13	15	13	13	12
うち常勤役員数（人）	9	11	9	8	8
職員数（人）	603	590	586	582	595
会員数（人）	45,681	45,664	45,515	45,419	45,179

◆ 業務粗利益

（単位：千円）

	平成25年度	平成26年度
資金運用収支	8,809,605	8,800,575
資金運用収益	9,774,002	9,642,531
資金調達費用	964,396	841,955
役務取引等収支	△220,353	△199,359
役務取引等収益	634,310	644,043
役務取引等費用	854,664	843,403
その他の業務収支	941,071	791,015
その他業務収益	1,383,542	859,972
その他業務費用	442,471	68,956
業務粗利益	9,530,323	9,392,231
業務粗利益率	1.46%	1.42%

（注）1．「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用（平成25年度989千円）を控除して表示しています。
2．業務粗利益率＝業務粗利益÷資金運用勘定平均残高×100

◆ 資金運用収支の内訳

（単位：百万円、千円、%）

	平均残高		利息		利回	
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
資金運用勘定	649,773	657,566	9,774,002	9,642,531	1.50	1.46
うち貸出金	278,930	281,366	7,151,865	6,776,278	2.56	2.40
うち預け金	95,257	89,685	671,310	633,116	0.70	0.71
うち有価証券	273,624	284,318	1,894,900	2,177,025	0.69	0.76
資金調達勘定	607,156	614,533	964,396	841,955	0.15	0.13
うち預金積金	606,447	613,021	958,664	836,819	0.15	0.13
うち譲渡性預金	937	1,123	234	280	0.02	0.02
うち借用金	348	312	6,105	4,491	1.74	1.43

（注）資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（平成25年度357百万円、平成26年度374百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（平成25年度659百万円）及び利息（平成25年度989千円）を、それぞれ控除して表示しています。

◆ 受取・支払利息の増減

（単位：千円）

	平成25年度			平成26年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	167,261	△743,204	△575,943	114,288	△245,759	△131,471
うち貸出金	△151,264	△1,355	△152,619	58,661	△434,248	△375,587
うち預け金	99,895	△7,464	92,431	△39,335	1,142	△38,193
うち有価証券	19,449	△544,344	△524,895	81,884	200,240	282,124
支払利息	17,455	△203,100	△185,645	10,107	△132,549	△122,442
うち預金積金	16,866	△201,165	△184,299	8,973	△130,818	△121,845
うち譲渡性預金	△56	0	△56	46	0	46
うち借用金	△3,404	450	△2,954	△524	△1,090	△1,614
資金利益	149,805	△540,103	△390,298	104,180	△113,209	△9,029

（注）残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含める方法で算出しています。

◆ 利鞘

（単位：%）

	平成25年度	平成26年度
資金運用利回	1.50	1.46
資金調達原価率	1.29	1.24
総資金利鞘	0.21	0.22

◆ 利益率

（単位：%）

	平成25年度	平成26年度
総資産経常利益率	0.36	0.38
総資産当期純利益率	0.25	0.25

（注）総資産経常（当期純）利益率＝経常（当期純）利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

◆ 預貸率

（単位：%）

	平成25年度	平成26年度
期末預貸率	46.12	46.82
期中平均預貸率	45.92	45.81

（注）預貸率＝貸出金÷（預金積金＋譲渡性預金）×100

◆ 預証率

（単位：%）

	平成25年度	平成26年度
期末預証率	44.08	49.94
期中平均預証率	45.04	46.29

（注）預証率＝有価証券÷（預金積金＋譲渡性預金）×100

預金に関する指標

◆ 預金積金及び譲渡性預金平均残高

（単位：百万円）

	平成25年度	平成26年度
流動性預金	151,823	162,827
うち有利息預金	137,778	148,090
定期性預金	453,380	448,699
うち固定金利定期預金	427,038	419,314
うち変動金利定期預金	143	129
その他	1,243	1,493
小計	606,447	613,021
譲渡性預金	937	1,123
合計	607,384	614,144

（注）1．流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2．定期性預金＝定期預金＋定期積金＋外資預金
固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
3．その他＝別段預金＋納税準備預金＋非居住者円預金

◆ 定期預金残高

（単位：百万円）

	平成25年度	平成26年度
定期預金	419,155	413,886
固定金利定期預金	419,014	413,757
変動金利定期預金	134	122
その他	6	6

貸出金等に関する指標

◆ 貸出金平均残高

（単位：百万円）

	平成25年度	平成26年度
手形貸付	26,106	24,174
証書貸付	233,870	239,223
当座貸越	16,083	15,252
割引手形	2,869	2,715
合計	278,930	281,366

◆ 貸出金残高

（単位：百万円）

	平成25年度	平成26年度
貸出金	280,033	288,187
固定金利	207,725	214,574
変動金利	72,308	73,613

◆ 貸出金の担保別内訳

（単位：百万円）

	平成25年度	平成26年度
当金庫預金積金	5,235	4,765
有価証券	61	36
動産	87	65
不動産	115,890	115,717
その他	—	—
小計	121,276	120,585
信用保証協会・信用保険	29,675	35,767
保証	19,240	19,173
信用	109,841	112,661
合計	280,033	288,187

◆ 債務保証見返の担保別内訳

（単位：百万円）

	平成25年度	平成26年度
当金庫預金積金	36	18
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	2,158	1,716
その他	—	—
小計	2,195	1,734
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	0	0
信用	188	345
合計	2,384	2,080

◆ 貸出金使途別残高

（単位：百万円、%）

	平成25年度		平成26年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	177,306	63.31	185,329	64.30
運転資金	102,726	36.68	102,858	35.69
合計	280,033	100.00	288,187	100.00

資料編

◆ 貸出金業種別内訳

(単位:先、百万円、%)

業種区分	平成25年度			平成26年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	533	20,488	7.31	537	19,407	6.73
農業、林業	138	637	0.22	131	603	0.20
漁業	27	331	0.11	24	365	0.12
鉱業、採石業、砂利採取業	4	222	0.07	4	168	0.05
建設業	971	16,334	5.83	974	15,023	5.21
電気・ガス・熱供給・水道業	1	34	0.01	3	37	0.01
情報通信業	25	777	0.27	24	723	0.25
運輸業、郵便業	130	16,378	5.84	123	28,230	9.79
卸売業、小売業	881	19,516	6.96	845	18,331	6.36
金融業、保険業	31	9,425	3.36	33	9,320	3.23
不動産業	756	41,044	14.65	720	39,322	13.64
物品賃貸業	11	763	0.27	12	920	0.31
学術研究、専門・技術サービス業	87	794	0.28	108	1,015	0.35
宿泊業	28	2,365	0.84	23	1,987	0.68
飲食業	383	4,528	1.61	369	4,651	1.61
生活関連サービス業、娯楽業	225	4,836	1.72	219	4,241	1.47
教育、学習支援業	36	1,426	0.50	37	1,390	0.48
医療、福祉	133	15,261	5.44	140	19,455	6.75
その他のサービス	419	6,102	2.17	449	6,725	2.33
小　計	4,819	161,271	57.58	4,775	171,923	59.65
国・地方公共団体等	13	12,762	4.55	12	11,482	3.98
個人(住宅・消費・納税資金等)	28,731	105,999	37.85	28,357	104,782	36.35
合　計	33,563	280,033	100.00	33,144	288,187	100.00

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

◆ 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
消費者ローン	22,310	23,802
住宅ローン	77,746	74,813

(注)消費者ローンには、カードローンと総合口座貸越が含まれます。

◆ 貸出金償却

(単位:千円)

	平成25年度	平成26年度
貸出金償却	333,319	101,091

◆ 貸倒引当金内訳

P.55に記載しています。

信用金庫法に基づくリスク管理債権の状況

(単位:百万円)

区　分		平成25年度	平成26年度
リスク管理債権の合計額	(C)+(J)	14,289	12,742
破綻先債権額	(A)	540	275
延滞債権額	(B)	11,237	10,441
合計	(C)=(A)+(B)	11,778	10,716
担保・保証額	(D)	7,757	6,611
回収に懸念がある債権額	(E)=(C)−(D)	4,020	4,104
個別貸倒引当金	(F)	4,020	4,104
同引当率	(G)=(F)/(E)×100	100.00%	100.00%
3ヵ月以上延滞債権額	(H)	181	114
貸出条件緩和債権額	(I)	2,330	1,912
合計	(J)=(H)+(I)	2,511	2,026
担保・保証額	(K)	1,419	964
回収に管理を要する債権額	(L)=(J)−(K)	1,092	1,062
貸倒引当金	(M)	301	425
同引当率	(N)=(M)/(L)×100	27.55%	40.05%

(注)1.「破綻先債権」(A)とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
① 更生手続開始の申立てがあった債務者
② 再生手続開始の申立てがあった債務者
③ 破産手続開始の申立てがあった債務者
④ 特別清算開始の申立てがあった債務者
⑤ 手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者

2.「延滞債権」(B)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
① 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
② 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3.「3ヵ月以上延滞債権」(H)とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延遅している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

4.「貸出条件緩和債権」(I)とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

5. なお、これらの開示額(A、B、H、I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

6.「担保・保証額」(D、K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

7.「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。

8.「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3ヵ月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引当てた額を記載しています。

金融再生法に基づく開示債権の状況

◆ 金融再生法開示債権

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,226	1,159
危険債権	9,602	9,645
要管理債権	2,511	2,026
正常債権	268,392	277,619
合計	282,733	290,451
不良債権比率	5.07%	4.41%

(注)1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

3.「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。

4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

◆ 金融再生法開示債権保全状況

(単位:百万円)

		平成25年度	平成26年度
金融再生法上の不良債権	(A)	14,340	12,832
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		2,226	1,159
危険債権		9,602	9,645
要管理債権		2,511	2,026
保全額	(B)	13,548	12,195
貸倒引当金	(C)	4,324	4,531
担保・保証等	(D)	9,224	7,663
保全率	(B)/(A)×100	94.47%	95.03%
担保・保証等控除後債権に対する引当率	(C)/((A)−(D))×100	84.52%	87.68%

(注)貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

有価証券等に関する指標

◆ 有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位:百万円)

		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合　計
平成25年度	国債	60	2,017	28,098	4,090	14,114	—	—	48,381
	地方債	—	735	5,729	—	91,035	415	—	97,915
	社債	917	6,265	4,746	9,771	95,283	3,232	—	120,217
	株式	—	—	—	—	—	—	1,023	1,023
	外国証券	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	12	—	—	—	—	90	102
平成26年度	国債	6	—	—	1,050	23,076	—	—	24,132
	地方債	2	1	—	7,791	123,752	431	—	131,979
	社債	1,328	1,586	775	20,918	121,969	3,275	—	149,854
	株式	—	—	—	—	—	—	1,338	1,338
	外国証券	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	7	—	—	—	—	—	114	121

◆ 有価証券平均残高

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
国債	81,260	25,796
地方債	84,283	118,876
社債	106,643	138,564
株式	1,171	990
外国証券	110	—
その他の証券	155	90
合　計	273,624	284,318

◆ 商品有価証券平均残高

平成25年度、平成26年度とも該当ありません。

◆ 有価証券の時価等情報

■売買目的有価証券

平成25年度、平成26年度とも該当ありません。

■満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	平成25年度			平成26年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,498	1,547	48	1,099	1,125	26
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	1,498	1,547	48	1,099	1,125	26
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
合計		1,498	1,547	48	1,099	1,125	26

(注)1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいています。
2. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めていません。

■子会社・子法人等株式及び関連法人等株式　平成25年度、平成26年度とも該当ありません。

■その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	平成25年度			平成26年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	474	432	42	674	441	232
	債券	240,814	236,890	3,924	300,119	291,043	9,076
	国債	48,381	47,893	487	24,132	23,489	643
	地方債	82,773	81,365	1,407	131,979	128,277	3,702
	社債	109,660	107,631	2,029	144,007	139,276	4,730
	その他	90	77	12	114	77	36
	小計	241,379	237,400	3,979	300,908	291,562	9,345
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	61	70	△9	29	32	△3
	債券	24,201	24,621	△420	4,748	4,828	△80
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	15,142	15,167	△24	—	—	—
	社債	9,059	9,454	△395	4,748	4,828	△80
	その他	12	12	—	7	7	—
	小計	24,275	24,705	△429	4,785	4,869	△83
合計		265,655	262,105	3,549	305,693	296,432	9,261

（注）1．貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。
2．時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めていません。

■時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

（単位：百万円）

	平成25年度	平成26年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	30	30
非上場株式	457	605
合計	487	635

◆ 金銭の信託の時価等情報

■運用目的の金銭の信託　平成25年度、平成26年度とも該当ありません。

■満期保有目的の金銭の信託　平成25年度、平成26年度とも該当ありません。

■その他の金銭の信託　平成25年度、平成26年度とも該当ありません。

◆ デリバティブ取引の情報

■金利関連取引　平成25年度、平成26年度とも該当ありません。

■通貨関連取引

時価評価対象取引

（単位：百万円）

			平成25年度				平成26年度			
			契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
店頭	為替予約	売建	—	—	—	—	9	—	△0	△0
		買建	—	—	—	—	—	—	—	—

（注）1．上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
2．時価の算定にあたっては、割引現在価値等により算定しております。

ヘッジ会計対象取引　平成25年度、平成26年度とも該当ありません。

■株式関連取引　平成25年度、平成26年度とも該当ありません。

■債券関連取引　平成25年度、平成26年度とも該当ありません。

■商品関連取引　平成25年度、平成26年度とも該当ありません。

■クレジットデリバティブ取引　平成25年度、平成26年度とも該当ありません。

報酬体系について

◆ 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事及び監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

■報酬体系の概要

基本報酬及び賞与

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与は、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。

そのうえで、各理事の基本報酬額は役位や在任年数等を、各理事の賞与額は前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額及び賞与額は、監事の協議により決定しています。

退職慰労金

退職慰労金は、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めています。

a．決定方法　b．支払手段　c．決定時期と支払時期

■平成26年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

（単位：百万円）

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	146

（注）1．対象役員に該当する理事は9名、監事は3名です。
2．左記の内訳は、「基本報酬」102百万円、「賞与」24百万円、「退職慰労金」20百万円となっています。（期中に退任した者を含む）
なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。
「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3．使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めています。

■その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

◆ 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成26年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

（注）1．対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。
2．「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2％以上の資産を有する会社等をいいます。なお、平成26年度においては、該当する会社はありませんでした。
3．「同等額」は、平成26年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。
4．平成26年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

退職給付会計に関する事項

◆ 採用している退職給付制度の概要

当金庫が採用している退職給付制度は、退職一時金、総合型確定拠出年金です。

また、総合設立型の基金である全国信用金庫厚生年金基金に加入しています。

◆ 退職給付債務に関する事項

（単位：千円）

区分		金額	
		平成25年度	平成26年度
退職給付債務	（A）	1,476,589	1,592,209
年金資産	（B）	—	—
前払年金費用	（C）	—	—
未認識過去勤務費用	（D）	—	—
未認識数理計算上の差異	（E）	△99,037	36,192
その他（会計基準変更時差異の未処理額）	（F）	—	—
退職給付引当金	（A−B−C−D−E−F）	1,575,626	1,556,017

資料編

◆ 退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

区　　分		金　額	
		平成25年度	平成26年度
勤務費用	（A）	274,362	272,138
利息費用	（B）	23,037	22,148
期待運用収益	（C）	—	—
過去勤務費用の費用処理額	（D）	—	—
数理計算上の差異の費用処理額	（E）	△4,877	△9,804
会計基準変更時差異の費用処理額	（F）	—	—
その他（臨時に支払った割増退職金等）	（G）	—	—
退職給付費用	（A＋B＋C＋D＋E＋F＋G）	292,522	284,482

◆ 退職給付債務の計算の基礎に関する事項

区　　分	摘　　要	
	平成25年度	平成26年度
(1)割引率	1.5%	0.5%
(2)長期期待運用収益率	—%	—%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	
(4)過去勤務費用の額の処理年数	一 年（発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による）	
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年（発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理する）	
(6)会計基準変更時差異の処理年数	一 年	

自己資本の充実の状況

◆ 自己資本に関する事項

■自己資本の状況

当金庫の自己資本は、事業年度ごとに当期純利益を踏まえ積み立てた内部留保と、地域のお客さまからの出資金で構成されています。毎期安定した利益を計上し、内部留保による資本の積み上げ等を行っており、経営の健全性・安全性を確保しています。

3月末の自己資本比率は21.04%となり、早期是正措置の適用基準である4%を大幅に上回っています。

■自己資本の構成に関する開示事項

（単位：百万円）

項　　目	平成25年度	経過措置による不算入額	平成26年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目　（1）				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	48,752		50,403	
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,736		1,731	
うち、利益剰余金の額	47,129		48,780	
うち、外部流出予定額（△）	103		103	
うち、上記以外に該当するものの額	△9		△4	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,769		1,327	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,769		1,327	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	738		631	
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	51,260		52,362	
コア資本に係る調整項目　（2）				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	—	31	6	24
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	31	6	24
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—

（単位：百万円）

項　　目	平成25年度	経過措置による不算入額	平成26年度	経過措置による不算入額
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	—		6	
自己資本				
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）	51,260		52,356	
リスク・アセット等　（3）				
信用リスク・アセットの額の合計額	229,066		230,707	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△11,307		△11,395	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	31		24	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△12,979		△12,980	
うち、上記以外に該当するものの額	1,640		1,560	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	18,617		18,098	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	247,684		248,805	
自己資本比率				
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	20.69%		21.04%	

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しています。なお、当金庫は国内基準を採用しています。

■自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	平成25年度		平成26年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ．信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	229,066	9,162	230,707	9,228
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	240,374	9,614	242,102	9,684
我が国の政府関係機関向け	38	1	27	1
金融機関向け	20,467	818	14,369	574
法人等向け	73,732	2,949	85,464	3,418
中小企業等向け及び個人向け	66,323	2,652	65,629	2,625
抵当権付住宅ローン	15,745	629	15,848	633
不動産取得等事業向け	17,015	680	12,942	517
3ヵ月以上延滞等	2,017	80	774	30
取立未済手形	8	0	7	0
信用保証協会等による保証付	1,220	48	1,297	51
出資等	993	39	1,112	44
出資等のエクスポージャー	993	39	1,112	44
上記以外	40,985	1,639	43,152	1,726
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	21,633	865	21,633	865
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,929	77	1,929	77
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,843	73	1,896	75
上記以外のエクスポージャー	15,578	623	17,692	707
証券化エクスポージャー	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1,672	66	1,585	63
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△12,979	△519	△ 12,980	△ 519
ロ．オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	18,617	744	18,098	723
ハ．単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	247,684	9,907	248,805	9,952

（注）1．所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%

2．「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3．「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の政府関係機関向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4．当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

〈オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）}\times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5．単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

◆ 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

■信用リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことです。

当金庫では、日々のお取引関係から得られる情報をもとに、潜在的なリスクも含め、適切にお客さまのリスクを認識し、お客さまとともにそのリスクを極小化することを第一義としています。これらの中間管理の手法として、営業店と本部・審査管理部門において個々に異なるお客さまの課題を認識し、課題解決に取り組むことにより信用リスクを管理しています。

また、営業推進部門から独立した審査管理部門において公共性、成長性、安全性、収益性、流動性の五原則に照らし厳正な審査を行うとともに、特定の業種や大口取引に偏ることなく、小口多数取引を推進することでリスクの分散に努めています。大口与信取引、異例な与信取引等については常務会で審議を行うとともに、規程に則り、常勤理事会、理事会に付議する体制としています。

信用リスクの管理については、信用格付や自己査定による債務者区分別、業種別に与信ポートフォリオ管理を行うほか、与信集中管理として大口与信先管理を実施するとともに、VaR分析によりリスク量を算定しています。これらについて分析を行い、経営陣に月次報告するとともに、必要に応じてリスク管理委員会、常勤理事会及び理事会に報告することとしています。なお、VaR分析による3月末の信用リスク量は4,217百万円です。

用語説明

エクスポージャー

リスクに晒されている資産のことを指します。具体的には、貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と、有価証券などの投資資産が該当します。

■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 / 地域区分 / 業種区分 / 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3ヵ月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債　券		デリバティブ取引			
	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度
国　内	667,904	677,564	282,567	290,252	263,010	296,970	—	—	2,706	1,209
国　外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	667,904	677,564	282,567	290,252	263,010	296,970	—	—	2,706	1,209
製造業	24,580	23,825	21,578	20,525	2,812	3,110	—	—	274	70
農業、林業	1,081	1,051	1,081	1,051	—	—	—	—	56	50
漁業	783	788	783	788	—	—	—	—	21	0
鉱業、採石業、砂利採取業	222	174	222	174	—	—	—	—	—	—
建設業	21,309	20,171	21,309	20,171	—	—	—	—	435	256
電気・ガス・熱供給・水道業	13,365	11,856	34	37	13,270	11,757	—	—	—	—
情報通信業	3,392	4,312	854	799	2,313	3,316	—	—	—	—
運輸業、郵便業	22,543	35,749	16,687	28,469	5,735	7,031	—	—	18	—
卸売業、小売業	23,936	22,427	21,481	19,973	2,402	2,402	—	—	474	164
金融業、保険業	112,369	81,783	9,803	9,698	2,692	—	—	—	4	1
不動産業	50,372	47,032	46,042	43,704	4,319	3,316	—	—	500	49
物品賃貸業	764	924	764	924	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1,329	1,694	1,329	1,694	—	—	—	—	7	1
宿泊業	2,412	2,025	2,382	1,995	—	—	—	—	39	—
飲食業	6,333	6,444	6,333	6,444	—	—	—	—	73	24
生活関連サービス業、娯楽業	7,014	6,322	7,008	6,316	—	—	—	—	117	75
教育、学習支援業	1,527	1,478	1,527	1,478	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	16,164	20,312	16,164	20,312	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	7,829	8,489	7,766	8,407	—	—	—	—	70	47
国・地方公共団体等	246,309	277,521	12,763	11,485	229,462	266,034	—	—	—	—
個人	86,648	85,797	86,648	85,797	—	—	—	—	611	467
その他	17,613	17,381	—	2	—	—	—	—	—	—
業種別合計	667,904	677,564	282,567	290,252	263,010	296,970	—	—	2,706	1,209
1年以下	73,172	70,000	50,745	46,195	973	1,334	—	—		
1年超3年以下	57,510	44,731	20,560	22,380	8,983	1,574	—	—		
3年超5年以下	96,947	54,767	29,592	30,625	38,385	766	—	—		
5年超7年以下	31,831	48,026	17,531	19,014	13,850	28,749	—	—		
7年超	382,500	439,222	163,122	171,068	200,817	264,545	—	—		
期間の定めのないもの	25,942	20,815	1,015	968	—	—	—	—		
残存期間別合計	667,904	677,564	282,567	290,252	263,010	296,970	—	—		

（注）1．「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
2．上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーのことです。
具体的には現金、有形固定資産などが含まれます。
3．業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成25年度	2,277	1,769	—	2,277	1,769
	平成26年度	1,769	1,327	—	1,769	1,327
個別貸倒引当金	平成25年度	3,674	4,023	644	3,030	4,023
	平成26年度	4,023	4,106	243	3,779	4,106
合　計	平成25年度	5,952	5,792	644	5,308	5,792
	平成26年度	5,792	5,433	243	5,548	5,433

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

（単位：百万円）

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度
製造業	236	912	912	1,042	11	24	224	887	912	1,042	17	1
農業、林業	17	17	17	21	0	—	16	17	17	21	—	—
漁業	1	8	8	7	0	1	1	7	8	7	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	96	91	91	84	—	—	96	91	91	84	—	—
建設業	718	620	620	636	168	34	549	585	620	636	80	12
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	27	25	25	22	—	—	27	25	25	22	—	—
運輸業、郵便業	221	229	229	225	—	—	221	229	229	225	—	—
卸売業、小売業	667	532	532	381	181	134	486	398	532	381	91	30
金融業、保険業	202	5	5	2	102	3	100	2	5	2	—	1
不動産業	627	646	646	772	44	0	582	646	646	772	79	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	12	0	0	0	4	—	7	0	0	0	—	—
宿泊業	9	—	—	—	9	—	0	—	—	—	—	—
飲食業	134	83	83	65	35	4	98	78	83	65	—	0
生活関連サービス業、娯楽業	30	83	83	87	5	—	24	83	83	87	1	11
教育、学習支援業	36	—	—	—	2	—	34	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	21	21	22	—	—	—	21	21	22	1	—
その他のサービス	10	64	64	56	—	8	10	55	64	56	9	10
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	625	680	680	675	78	30	547	649	680	675	51	31
合　計	3,674	4,023	4,023	4,106	644	243	3,030	3,779	4,023	4,106	333	101

（注）1．当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。
2．業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）	エクスポージャーの額			
	平成25年度		平成26年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	264,202	—	295,721
10%	—	13,163	—	13,606
20%	112,315	364	83,132	296
35%	—	45,763	—	45,970
50%	33,149	859	31,599	462
75%	—	82,418	—	81,624
100%	4,734	109,397	4,728	119,361
150%	—	796	—	304
250%	—	737	—	758
合　計	667,904		677,566	

（注）1．格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2．エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

用語説明

適格格付機関

金融機関がリスクを算出するにあたり用いることができる格付を付与する格付機関のことです。適格性の基準に照らし、適格と認められる機関を金融庁長官が定めています。

リスク・ウェイト

債権の危険度を表す指標のことです。

当金庫では、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関として、以下の4機関を採用しています。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社 格付投資情報センター（R&I）
- 株式会社 日本格付研究所（JCR）
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ（S&P）

資料編

◆ 信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法に関するリスク管理方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取り上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けと認識しています。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへ十分説明を行いご理解をいただいた上でご契約いただくなど、適正な取扱いに努めています。

当金庫が取り扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関及び民間保証等があり、「貸出規程」「貸出事務取扱要領」に基づき適切な事務を行っています。また、「不動産担保評価基準」等に基づき、適正な評価を行っています。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において預金相殺等を行うことがあります。この場合、各種約定書に基づき、法的に有効である旨を確認のうえ取り扱うこととしています。

なお、自己資本比率規制で定められている信用リスク削減手法には、適格金融資産担保として自金庫預金積金、保証として、国（政府）、地方公共団体及び（一社）しんきん保証基金等が該当します。このうち、保証に関する信用度の評価は、国・地方公共団体については告示に基づく判定を行い、（一社）しんきん保証基金等については適格格付機関が付与している格付により判定を行っています。信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に大口与信先、業種、エクスポージャーの種類に偏ることなく分散されています。

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

ポートフォリオ ＼ 信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証	
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	5,809	5,284	17,593	17,222

（注）当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

◆ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

平成25年度、平成26年度とも該当ありません。

◆ 証券化エクスポージャーに関する事項

■証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及びリスク特性の概要

当金庫は、有価証券投資の一環で投資家として証券化取引を行っており、オリジネーターとしての取引は行っていません。当金庫が保有する証券化エクスポージャーは、信用リスク及び市場リスクが内包されていますが、「証券化商品管理要領」に基づき適正な運用・管理を行っています。なお、当金庫では再証券化取引に該当する取引はありません。また、証券化取引のうち、信用リスク削減手法として用いる取引はありません。

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的または適時に入手可能であることを市場運用部門において事前に確認しています。また、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスク及び構造上の特性等の分析を行い、リスク管理部門による確認を経たうえで、「資金運用専決権限規程」に基づく権限者の決裁により投資の可否を最終決定しています。

市場運用部門は、保有している証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る情報について、信託銀行や証券会社等から半期ごと及び適時に収集し、リスク管理部門に報告を行っています。リスク管理部門は、報告内容を確認し、必要に応じて個別案件ごとに信用補完の十分性、スキーム維持の蓋然性等の検証を行っています。

当金庫では、標準的手法により信用リスク・アセット額を算出しています。算出にあたっては、適格格付機関（注）の格付をリスク・ウェイトの判定に使用しています。また、証券化取引に関する金融資産及び金融負債の発生と消滅の認識、その評価及び会計処理については、「有価証券等会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」等に従い、適正な会計処理を行っています。

なお、当金庫はオリジネーターとして証券化取引を取り扱っていないため、当金庫の子法人・関連会社等においては、当金庫が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有していません。

（注）リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、P.55の用語説明に記載しています。

用語説明

証券化取引

貸出債権等の原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引をいいます。

証券化エクスポージャーとは、証券化取引に係るエクスポージャーをいいます。

■オリジネーターの場合

平成25年度、平成26年度とも該当ありません。

■投資家の場合

平成25年度、平成26年度とも該当ありません。

◆ 出資等エクスポージャーに関する事項

■銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、上場不動産投資信託、株式関連投資信託にかかるリスクは、時価評価及び価格変動リスク額によるリスク計測により認識しています。市場の動向や設定されたリスク限度枠・損失限度額の遵守状況を定期的にＡＬＭ委員会、リスク管理委員会、常勤理事会へ報告しています。

一方、非上場株式、子会社・関連会社株式、投資事業組合への出資金については、常勤理事会等による機関決定を得たうえで、適正な運用・管理を行っています。また、リスクの状況の評価については、財務諸表や運用報告に基づき定期的に実施しています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、「有価証券等会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正な処理を行っています。

用語説明

ＡＬＭ（Asset Liability Management）＝資産・負債の総合管理

経済環境や金融環境の変化に伴い発生するリスクをコントロールしながら、資金調達コストの削減及び収益の極大化を図ることを目的に、資産・負債を総合的に管理するものです。リスク管理に重点を置き、主に金利や為替の変動リスクに対して一元的に管理し、より高い収益を安定的に確保するため、さまざまな手法により収益管理を行います。

■貸借対照表計上額及び時価等

（単位：百万円）

区　分	平成25年度		平成26年度	
	貸借対照表計上額	時　価	貸借対照表計上額	時　価
上場株式等	626	626	817	817
非上場株式等	490	490	636	636
合　計	1,116	1,116	1,454	1,454

■出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	平成25年度	平成26年度
売却益	805	—
売却損	20	4
償　却	—	—

（注）損益計算書における損益の額を記載しています。

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	平成25年度	平成26年度
評価損益	45	265

■貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

平成25年度、平成26年度とも該当ありません。

◆ オペレーショナル・リスクに関する事項

■オペレーショナル・リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、業務上における不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことです。

当金庫では、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、その他のオペレーショナル・リスク（法務リスク、風評リスク、人的リスク、有形資産リスク等）を含む幅広いリスクとして捉えています。これらのリスクは、当金庫におけるすべての業務処理にあたって存在するものであり、「極小化すべきリスク」として「リスク管理の基本方針」「オペレーショナル・リスクの管理方針」「事務リスクの管理方針」「システムリスクの管理方針」及び諸規程・事務取扱要領等に基づき、リスク管理部門による業務処理の統制・指導のもと、本部と営業店が一体となりリスクの顕現化の未然防止に努めています。

なお、オペレーショナル・リスク相当額は、粗利益をベースに算出する「基礎的手法」により把握しています。同手法に基づく3月末のオペレーショナル・リスク相当額は1,447百万円です。

用語説明

事務リスク
事務上のミスや不正により損失を受けるリスクのことです。

システムリスク
コンピュータシステムのダウン、誤作動、システム不備、不正利用などにより損失を受けるリスクのことです。

法務リスク
経営・業務に係る法令、金庫内規程等に違反する行為ならびにそのおそれがある行為が発生することで、当金庫の信用が失墜し損失を受けるリスクのことです。

風評リスク
お客さまから見た当金庫への安心度、信頼度が損なわれることによる評判の低下や、風説の流布など、当金庫の信用が著しく低下することにより損失を受けるリスクのことです。

人的リスク
報酬・手当・解雇等の人事運営上の不公平・不公正や、差別的行為（セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等）により損失を受けるリスクのことです。

有形資産リスク
災害その他の事象で有形資産が毀損・損害を被ることにより損失を受けるリスクのことです。

◆ 金利リスクに関する事項

■金利リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響のことをいいます。金利リスクは、「リスク管理の基本方針」「市場リスクの管理方針」に基づき、価格変動リスク、流動性リスクと併せてALMにより一元的に管理し、リスクの許容範囲内における収益の極大化、もしくは過度のリスクを回避して損失額を極小化することで、安定的な収益の確保に努めています。

当金庫では、主にVaR分析、BPV分析により算定したリスク量に基づき、資産の調達・運用に関する戦略等をALM委員会で審議するとともに、定期的にリスク管理委員会、常勤理事会へ報告しています。また、ポジション枠やリスク限度額の変更など重要な事項については、リスク管理委員会の協議を経て常勤理事会へ諮ることとしています。

なお、VaR分析による3月末の金利リスク量は14,885百万円、価格変動リスク量は1,080百万円です。

■金利リスク量

（単位：百万円）

運用勘定			調達勘定		
区　分	金利リスク量		区　分	金利リスク量	
	平成25年度	平成26年度		平成25年度	平成26年度
貸出金	6,258	6,778	定期性預金	4,760	4,249
有価証券等	18,857	22,873	流動性預金	0	0
預け金等	1,956	1,524	その他	9	4
運用勘定合計	27,073	31,176	調達勘定合計	4,771	4,255
銀行勘定の金利リスク	22,302	26,921	←銀行勘定の金利リスク量は、運用勘定と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。		

（注）1．BPV（ベーシス・ポイント・バリュー）分析手法により全ての期間の金利が100BP（1%）変化した場合における現在価値の変化額を計測しています。
2．「資金運用・調達勘定」のうち、金利感応資産を対象としています。

■アウトライヤー比率

アウトライヤー規制に基づく金利リスク量は、次の定義に基づいて算定しています。

- 金利変動幅は、保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1パーセンタイル値と99パーセンタイル値で算出しています。
- 金融庁の中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針に基づくコア預金（金利リスク算出基準日における残高の50%）を算出のうえ、リスク量を算定しています。

3月末の金利リスク量は6,174百万円、アウトライヤー比率は11.792%となり、アウトライヤー基準（20%）を下回っています。

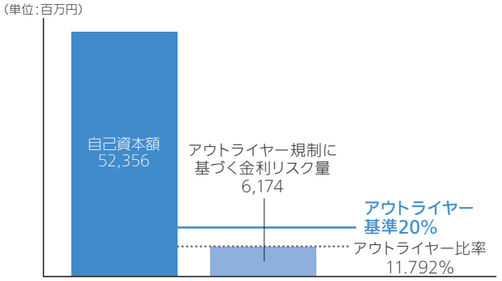

用語説明

アウトライヤー規制
銀行勘定における金利リスク量が自己資本に対して20%を超える経済価値の低下が生じる金融機関（=アウトライヤー銀行）について、金融庁が自己資本比率規制の早期警戒制度のなかでモニタリングを行うものです。

パーセンタイル
計測値の分布を並べかえ、パーセント表示をすることによって、ある計測値が全体のどこに位置するのかを測定する単位です。
例えば，測定値として100個ある場合、99パーセンタイル値であれば小さい方から数えて99番目に位置します。

コア預金
明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金（当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、別段預金、納税準備預金）のうち、引き出されることなく長期間滞留する預金のことです。

連結における自己資本の充実の状況

連結における事業年度の開示事項（定性面）については、単体における開示事項の説明と大部分が重複するため、連結の範囲に関する事項のみ記載しています。

◆ 連結の範囲に関する事項

当金庫グループは、当金庫と以下の子会社2社で構成しています。

連結子会社名	主要な業務の名称
愛媛信友株式会社	従属業務（不動産の賃貸借）
あいしんビジネスサービス株式会社	従属業務（当金庫の業務委託）

当金庫では、子会社は当金庫グループの財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は作成しておりません。

資産基準、経常収益基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は下記のとおりです。なお、下記算式において、当金庫と子会社間の債権債務及び相互の取引による収益・費用は相殺消去しておりません。

$$\text{資産基準} = \frac{\text{子会社の総資産額の合計額}}{\text{当金庫の総資産額}} = \frac{\text{282百万円}}{\text{682,336百万円}} \times 100 = 0.04\%$$

$$\text{経常収益基準} = \frac{\text{子会社の経常収益の合計額}}{\text{当金庫の経常収益}} = \frac{\text{180百万円}}{\text{11,359百万円}} \times 100 = 1.58\%$$

$$\text{利益基準} = \frac{\text{子会社の当期純利益の額のうち持分の合計額}}{\text{当金庫の当期純利益}} = \frac{\text{7百万円}}{\text{1,696百万円}} \times 100 = 0.42\%$$

$$\text{利益剰余金基準} = \frac{\text{子会社の利益剰余金のうち持分の合計額}}{\text{当金庫の利益剰余金}} = \frac{\text{235百万円}}{\text{48,780百万円}} \times 100 = 0.48\%$$

◆ 自己資本に関する事項

■自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円）

項　　目	平成25年度	経過措置による不算入額	平成26年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目　（1）				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	48,981		50,639	
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,736		1,731	
うち、利益剰余金の額	47,357		49,015	
うち、外部流出予定額（△）	103		103	
うち、上記以外に該当するものの額	△9		△4	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—		—	
うち、為替換算調整勘定	—		—	
うち、退職給付に係るものの額	—		—	
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,769		1,327	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,769		1,327	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	738		631	
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	51,488		52,598	
コア資本に係る調整項目　（2）				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	—	31	6	24
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	31	6	24
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	—		6	
自己資本				
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）	51,488		52,592	
リスク・アセット等　（3）				
信用リスク・アセットの額の合計額	229,136		230,775	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△11,307		△11,395	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	31		24	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、退職給付に係る資産	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△12,979		△12,980	
うち、上記以外に該当するものの額	3,466		3,034	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	18,577		18,051	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	247,713		248,826	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））	20.78%		21.13%	

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しています。なお、当金庫グループは国内基準を採用しています。

■自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	平成25年度		平成26年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	229,136	9,165	230,775	9,231
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	240,444	9,617	242,170	9,686
我が国の政府関係機関向け	38	1	27	1
金融機関向け	20,467	818	14,369	574
法人等向け	73,732	2,949	85,464	3,418
中小企業等向け及び個人向け	66,323	2,652	65,629	2,625
抵当権付住宅ローン	15,745	629	15,848	633
不動産取得等事業向け	17,015	680	12,942	517
3ヵ月以上延滞等	2,017	80	774	30
取立未済手形	8	0	7	0
信用保証協会等による保証付	1,220	48	1,297	51
出資等	993	39	1,112	44
出資等のエクスポージャー	993	39	1,112	44
上記以外	41,056	1,642	43,221	1,728
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	21,633	865	21,633	865
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,929	77	1,929	77
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,843	73	1,896	75
上記以外のエクスポージャー	15,649	625	17,761	710
証券化エクスポージャー	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1,672	66	1,585	63
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△12,979	△519	△ 12,980	△ 519
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	18,577	743	18,051	722
ハ. 連結総所要自己資本額（イ＋ロ）	247,713	9,908	248,826	9,953

（注）1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の政府関係機関向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

〈オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）}\times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 連結総所要自己資本額＝連結自己資本比率の分母の額×4%

◆ 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 / 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3ヵ月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債　券		デリバティブ取引			
	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度
国　内	667,974	677,632	282,567	290,252	263,010	296,970	—	—	2,706	1,209
国　外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	667,974	677,632	282,567	290,252	263,010	296,970	—	—	2,706	1,209
製造業	24,580	23,825	21,578	20,525	2,812	3,110	—	—	274	70
農業、林業	1,081	1,051	1,081	1,051	—	—	—	—	56	50
漁業	783	788	783	788	—	—	—	—	21	0
鉱業、採石業、砂利採取業	222	174	222	174	—	—	—	—	—	—
建設業	21,309	20,171	21,309	20,171	—	—	—	—	435	256
電気・ガス・熱供給・水道業	13,365	11,856	34	37	13,270	11,757	—	—	—	—
情報通信業	3,392	4,312	854	799	2,313	3,316	—	—	—	—
運輸業、郵便業	22,543	35,749	16,687	28,469	5,735	7,031	—	—	18	—
卸売業、小売業	23,936	22,427	21,481	19,973	2,402	2,402	—	—	474	164
金融業、保険業	112,369	81,783	9,803	9,698	2,692	—	—	—	4	1
不動産業	50,362	47,022	46,042	43,704	4,319	3,316	—	—	500	49
物品賃貸業	764	924	764	924	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1,329	1,694	1,329	1,694	—	—	—	—	7	1
宿泊業	2,412	2,025	2,382	1,995	—	—	—	—	39	—
飲食業	6,333	6,444	6,333	6,444	—	—	—	—	73	24
生活関連サービス業、娯楽業	7,014	6,322	7,008	6,316	—	—	—	—	117	75
教育、学習支援業	1,527	1,478	1,527	1,478	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	16,164	20,312	16,164	20,312	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	7,809	8,469	7,766	8,407	—	—	—	—	70	47
国・地方公共団体等	246,309	277,521	12,763	11,485	229,462	266,034	—	—	—	—
個人	86,648	85,797	86,648	85,797	—	—	—	—	611	467
その他	17,714	17,480	—	2	—	—	—	—	—	—
業種別合計	667,974	677,632	282,567	290,252	263,010	296,970	—	—	2,706	1,209
1年以下	73,172	70,000	50,745	46,195	973	1,334	—	—		
1年超3年以下	57,510	44,731	20,560	22,380	8,983	1,574	—	—		
3年超5年以下	96,947	54,767	29,592	30,625	38,385	766	—	—		
5年超7年以下	31,831	48,026	17,531	19,014	13,850	28,749	—	—		
7年超	382,500	439,222	163,122	171,068	200,817	264,545	—	—		
期間の定めのないもの	26,012	20,884	1,015	968	—	—	—	—		
残存期間別合計	667,974	677,632	282,567	290,252	263,010	296,970	—	—		

（注）1．「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
2．上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーのことです。
具体的には現金、有形固定資産などが含まれます。
3．業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成25年度	2,277	1,769	—	2,277	1,769
	平成26年度	1,769	1,327	—	1,769	1.327
個別貸倒引当金	平成25年度	3,674	4,023	644	3,030	4,023
	平成26年度	4,023	4,106	243	3,779	4,106
合　計	平成25年度	5,952	5,792	644	5,308	5,792
	平成26年度	5,792	5,433	243	5,548	5,433

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

（単位：百万円）

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度
製造業	236	912	912	1,042	11	24	224	887	912	1,042	17	1
農業、林業	17	17	17	21	0	—	16	17	17	21	—	—
漁業	1	8	8	7	0	1	1	7	8	7	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	96	91	91	84	—	—	96	91	91	84	—	—
建設業	718	620	620	636	168	34	549	585	620	636	80	12
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	27	25	25	22	—	—	27	25	25	22	—	—
運輸業、郵便業	221	229	229	225	—	—	221	229	229	225	—	—
卸売業、小売業	667	532	532	381	181	134	486	398	532	381	91	30
金融業、保険業	202	5	5	2	102	3	100	2	5	2	—	1
不動産業	627	646	646	772	44	0	582	646	646	772	79	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	12	0	0	0	4	—	7	0	0	0	—	—
宿泊業	9	—	—	—	9	—	0	—	—	—	—	—
飲食業	134	83	83	65	35	4	98	78	83	65	—	0
生活関連サービス業、娯楽業	30	83	83	87	5	—	24	83	83	87	1	11
教育、学習支援業	36	—	—	—	2	—	34	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	21	21	22	—	—	—	21	21	22	1	—
その他のサービス	10	64	64	56	—	8	10	55	64	56	9	10
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	625	680	680	675	78	30	547	649	680	675	51	31
合　計	3,674	4,023	4,023	4,106	644	243	3,030	3,779	4,023	4,106	333	101

（注）1．当金庫グループは、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。
2．業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）	エクスポージャーの額			
	平成25年度		平成26年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	264,202	—	295,721
10%	—	13,163	—	13,606
20%	112,315	364	83,132	296
35%	—	45,763	—	45,970
50%	33,149	859	31,599	462
75%	—	82,418	—	81,624
100%	4,734	109,468	4,728	119,428
150%	—	796	—	304
250%	—	737	—	758
合　計	667,974		677,632	

（注）1．格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2．エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

◆ 信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

信用リスク削減手法 / ポートフォリオ	適格金融資産担保		保　証	
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	5,809	5,284	17,593	17,222

（注）当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

◆ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

平成25年度、平成26年度とも該当ありません。

◆ 証券化エクスポージャーに関する事項

■連結グループがオリジネーターの場合

平成25年度、平成26年度とも該当ありません。

■連結グループが投資家の場合

平成25年度、平成26年度とも該当ありません。

◆ 出資等エクスポージャーに関する事項

■連結貸借対照表計上額及び時価等

（単位：百万円）

区　分	平成25年度		平成26年度	
	連結貸借対照表計上額	時　価	連結貸借対照表計上額	時　価
上場株式等	626	626	817	817
非上場株式等	490	490	636	636
合　計	1,116	1,116	1,454	1,454

■出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	平成25年度	平成26年度
売却益	805	―
売却損	20	4
償　却	―	―

（注）損益計算書における損益の額を記載しています。

■連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	平成25年度	平成26年度
評価損益	45	265

■連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

平成25年度、平成26年度とも該当ありません。

◆ オペレーショナル・リスクに関する事項

単体部分の開示内容（P.58）と同一です。

◆ 金利リスクに関する事項

単体部分の開示内容（P.58・59）と同一です。

開示項目一覧

本資料は、信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づいて作成しています。
この規定（信用金庫法施行規則第132条）に定められた開示項目は以下のページに記載しています。

1.金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項
（1）事業の組織 …… 25
（2）理事及び監事の氏名及び役職名 …… 25
（3）会計監査人の氏名又は名称 …… 45
（4）事務所の名称及び所在地 …… 34～37
2.金庫の主要な事業の内容 …… 27
3.金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの
（1）直近の事業年度における事業の概況 …… 4～15
（2）直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項 …… 46
①経常収益　②経常利益又は経常損失　③当期純利益又は当期純損失
④出資総額及び出資総口数　⑤純資産額　⑥総資産額　⑦預金積金残高
⑧貸出金残高　⑨有価証券残高　⑩単体自己資本比率
⑪出資に対する配当金　⑫職員数
（3）直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として別表第一に掲げる事項
①主要な業務の状況を示す指標 …… 46・47
ア.業務粗利益及び業務粗利益率
イ.資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支
ウ.資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや
エ.受取利息及び支払利息の増減
オ.総資産経常利益率
カ.総資産当期純利益率
②預金に関する指標 …… 47
ア.流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高
イ.固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高
③貸出金等に関する指標 …… 47・48
ア.手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高
イ.固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高
ウ.担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額
エ.使途別の貸出金残高
オ.業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合
カ.預貸率の期末値及び期中平均値
④有価証券等に関する指標 …… 49
ア.商品有価証券の種類別の平均残高
イ.有価証券の種類別の残存期間別の残高
ウ.有価証券の種類別の平均残高
エ.預証率の期末値及び期中平均値 …… 47
4.金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項
（1）リスク管理の体制 …… 20
（2）法令遵守の体制 …… 19
（3）中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 …… 8～15
（4）金融ADR制度への対応 …… 17
5.金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
（1）貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書 …… 42～45
（2）貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 …… 48
①破綻先債権に該当する貸出金
②延滞債権に該当する貸出金
③3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金
（3）自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 …… 52～64
（4）次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 …… 49・50
①有価証券
②金銭の信託
③信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引
（5）貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 …… 55
（6）貸出金償却の額 …… 48
（7）金庫が信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 …… 45
6.報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの …… 51・52